

# 有価証券報告書

第 1 0 9 期

〔 自 平成26年 1 月 1 日 〕  
〔 至 平成26年12月31日 〕

花 王 株 式 会 社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E 0 0 8 8 3)

# 目次

頁

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 沿革	4
3 事業の内容	6
4 関係会社の状況	8
5 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1 業績等の概要	13
2 生産、受注及び販売の状況	17
3 対処すべき課題	18
4 事業等のリスク	19
5 経営上の重要な契約等	20
6 研究開発活動	21
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	24
1 設備投資等の概要	24
2 主要な設備の状況	25
3 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1 株式等の状況	30
2 自己株式の取得等の状況	79
3 配当政策	80
4 株価の推移	80
5 役員の状況	81
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	85
第5 経理の状況	95
1 連結財務諸表等	96
(1) 連結財務諸表	96
(2) その他	139
2 財務諸表等	140
(1) 財務諸表	140
(2) 主な資産及び負債の内容	151
(3) その他	151
第6 提出会社の株式事務の概要	152
第7 提出会社の参考情報	153
1 提出会社の親会社等の情報	153
2 その他の参考情報	153
第二部 提出会社の保証会社等の情報	155

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月25日
【事業年度】	第109期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高	百万円	1,184,385	1,186,831	1,216,096	1,012,595	1,315,217	1,401,707
経常利益	〃	93,572	103,337	110,027	104,214	128,053	138,784
当期純利益	〃	40,507	46,738	52,435	52,765	64,764	79,590
包括利益	〃	—	25,558	41,395	79,524	109,627	102,267
純資産額	〃	575,294	539,564	549,704	596,083	642,640	672,393
総資産額	〃	1,065,751	1,022,799	991,272	1,030,347	1,133,276	1,198,233
1株当たり純資産額	円	1,054.31	1,013.05	1,031.08	1,116.61	1,227.54	1,313.63
1株当たり当期純利益	〃	75.57	87.69	100.46	101.12	126.03	156.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	75.55	87.67	100.43	101.08	125.89	156.24
自己資本比率	%	53.0	51.7	54.3	56.6	55.5	54.9
自己資本利益率	〃	7.3	8.5	9.8	9.4	10.7	12.4
株価収益率	倍	31.4	23.7	21.6	22.2	26.3	30.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	172,285	151,299	125,032	97,357	178,745	145,118
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△44,220	△31,778	△48,952	△44,641	△57,778	△63,808
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△124,566	△87,323	△86,163	△32,028	△67,459	△85,022
現金及び現金同等物の期末残高	〃	117,180	143,143	129,737	160,435	227,598	228,662
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	34,913 (4,124)	34,743 (3,539)	34,069 (3,216)	33,350 (2,935)	33,054 (3,394)	32,707 (4,290)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません(以下も同様であります。)

2. 第107期は、決算期変更により当社及び3月決算会社であった連結対象会社につきましては、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間を連結対象期間としております(以下も同様であります。)

3. 第106期以前については、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、第107期より表示単位未満を四捨五入で記載しております。なお、比較を容易にするため、第106期以前についても四捨五入表示に組み替えて表示しております(以下も同様であります。)

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高	百万円	714,489	716,314	724,531	567,402	768,565	831,107
経常利益	〃	88,157	98,338	93,148	81,563	111,650	119,051
当期純利益	〃	51,115	70,443	54,030	54,555	74,591	77,274
資本金	〃	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424
発行済株式総数	千株	540,144	540,144	526,213	526,213	516,000	504,000
純資産額	百万円	531,469	540,485	564,095	586,537	600,797	595,739
総資産額	〃	930,685	932,678	933,596	956,792	985,839	1,051,543
1株当たり純資産額	円	988.57	1,031.96	1,077.51	1,120.29	1,169.58	1,185.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	57.00 (28.00)	58.00 (29.00)	60.00 (29.00)	62.00 (31.00)	64.00 (32.00)	70.00 (34.00)
1株当たり当期純利益	〃	95.26	132.03	103.41	104.44	144.99	151.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	95.24	131.99	103.37	104.39	144.84	151.53
自己資本比率	%	57.0	57.8	60.3	61.2	60.8	56.6
自己資本利益率	〃	9.8	13.2	9.8	9.5	12.6	12.9
株価収益率	倍	24.9	15.7	21.0	21.5	22.8	31.3
配当性向	%	59.8	43.9	58.0	59.4	44.1	46.1
従業員数	人	5,908	5,924	5,933	6,052	6,172	6,664

(注) 第107期は、決算期変更により、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間となっております。

## 2 【沿革】

明治20年6月	洋小間物商長瀬富郎商店として発足。 —— (創業)
明治23年10月	「花王石鹼」を発売。
大正11年11月	吾嬬町工場 (現東京工場) 完成。
大正14年5月	花王石鹼株式会社長瀬商会設立。
昭和10年3月	大日本油脂株式会社を分離独立。
昭和15年5月	日本有機株式会社を日本橋馬喰町で設立。 —— (会社設立年月)
昭和15年9月	日本有機株式会社酒田工場 (現酒田工場) 完成。
昭和19年12月	大日本油脂株式会社和歌山工場 (現和歌山工場) 完成。
昭和21年10月	花王石鹼株式会社長瀬商会を株式会社花王と改称。
昭和24年5月	日本有機株式会社を花王石鹼株式会社と改称。東京証券取引所の市場第一部に上場。
12月	大日本油脂株式会社と株式会社花王が合併し花王油脂株式会社と改称。
昭和29年8月	花王石鹼株式会社が花王油脂株式会社を吸収合併。
昭和32年12月	和歌山工場に合成洗剤工場完成。
昭和35年3月	大阪証券取引所の市場第一部に上場 (平成15年3月上場廃止)。
昭和38年3月	川崎工場完成。
昭和39年9月	タイに Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. を設立。
12月	台湾に Kao (Taiwan) Corporation を設立。
昭和40年4月	和歌山工場内に産業科学研究所 (和歌山研究所) 完成。
7月	シンガポールに Kao (Singapore) Private Limited (現 Kao Singapore Private Limited) を設立。
昭和42年8月	東京工場内に東京地区研究所 (東京研究所) 完成。
昭和45年3月	香港に 花王 (香港) 有限公司を設立。
11月	スペインに Sinor-Kao S.A. を設立。
昭和49年11月	花王クエーカー(株)を設立。
昭和50年3月	メキシコに Quimi-Kao S.A. de C.V. を設立。
12月	栃木工場完成。
昭和52年1月	フィリピンに Pilipinas Kao, Inc. を設立。
昭和53年2月	愛媛サニタリープロダクツ(株)を設立。
3月	栃木工場内に栃木研究所完成。
昭和54年5月	スペインに Molins-Kao S.A. を設立。
昭和55年4月	鹿島工場完成。
昭和59年4月	豊橋工場完成。
昭和60年2月	インドネシアの P.T. Dino Indonesia Industrial, Ltd. (現 P.T. Kao Indonesia) に資本参加。
9月	花王化粧品販売会社を全国9ヶ所に設立し、化粧品 (ソフィーナ) 事業を日本全国に展開。
10月	「花王石鹼株式会社」から「花王株式会社」へ商号変更。
昭和61年5月	カナダの Didak Manufacturing Limitedを買収し、情報関連事業に本格的に進出。
10月	ドイツに Guhl Ikebana GmbHを設立。
昭和62年7月	アメリカの High Point Chemical Corporationを買収。
8月	Sinor-Kao S.A. とMolins-Kao S.A. を合併し、スペインに Kao Corporation S.A. を設立。
昭和63年4月	シンガポールに KAO (Southeast Asia) Pte.Ltd. (現 Kao Singapore Private Limited) を設立。
5月	アメリカの The Andrew Jergens Company (現 Kao USA Inc.) を買収。
7月	マレーシアに Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. を設立。
平成元年5月	ドイツの Goldwell AG (現 Kao Germany GmbH) を買収。
10月	全国9ヶ所の化粧品販売会社を統合し、花王化粧品販売(株)を設立。
平成4年10月	ドイツの Chemische Fabrik Chem-Y GmbH (現 Kao Chemicals GmbH) を買収。
平成5年8月	中国に 上海花王有限公司を設立。

平成11年 3月	情報関連事業から撤退。
4月	全国各地の家庭用製品の販売会社 8社が合併（花王販売㈱）。
8月	スペインに 欧州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Europe, S.L. を設立。
12月	アメリカに 米州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Americas Corporationを設立し、それに伴い High Point Chemical Corporationを清算。
平成14年 3月	ドイツの Goldwell GmbH（現 Kao Germany GmbH）を通じて、KMSリサーチ社（KMS Research, Inc. 他）を買収。
6月	中国事業の持株会社として 花王（中国）投資有限公司を設立。
9月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を通じて、ジョン・フリーダ社（John Frieda Professional Hair Care, Inc. 他）を買収。
平成15年 3月	中国に 花王（上海）産品サービス有限公司を設立（上海花王有限公司から販売機能を分離）。
平成16年 7月	株式交換により花王販売㈱を完全子会社化。
10月	当社と花王販売㈱の業務品事業をそれぞれ会社分割し、既存の花王クリーン アンド ビューティ㈱に承継させ、同社を「花王プロフェッショナル・サービス株式会社」に商号変更。
平成17年 7月	英国の Kao Prestige Limitedを通じて、モルトン・ブラウン社（Molton Brown Limited他）を買収。
平成18年 1月	㈱カネボウ化粧品株式を取得し、同社及びそのグループ会社を子会社化。
平成19年 4月	花王販売㈱と花王化粧品販売㈱が合併し、「花王カスタマーマーケティング株式会社」に商号変更。
平成21年 7月	ドイツの Kao Corporation GmbH（現 Kao Manufacturing Germany GmbH）を通じて、ライカルト社（Reichardt International AG）の工場（生産設備等）を取得。
平成23年 4月	中国に 花王（合肥）有限公司を設立。
6月	和歌山工場内に「エコテクノロジーリサーチセンター」（ETRC）完成。
平成24年 4月	中国に 花王（上海）化工有限公司を設立。
平成26年 4月	花王コスメプロダクツ小田原㈱を設立。

### 3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社109社、関連会社9社により構成）は、コンシューマープロダクツ事業製品、ケミカル事業製品の製造、販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおります。

事業の内容と当社及び関係会社の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

なお、下記の事業は「その他」を除き、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業区分		主要な会社	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア 事業	国内	当社、花王カスタマーマーケティング㈱、 花王プロフェッショナル・サービス㈱、 愛媛サニタリープロダクツ㈱、ニベア花王㈱、 ㈱カネボウ化粧品、カネボウ化粧品販売㈱、 ㈱エキップ その他 9社 (計17社)
	ヒューマン ヘルスケア事業  ファブリック& ホームケア事業	海外	上海花王有限公司、花王（上海）産品服务有限公司、 上海佳麗宝化粧品有限公司、花王（香港）有限公司、 Kao (Taiwan) Corporation、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia、 Kao Canada Inc.、Kao USA Inc.、 Kao Australia Pty. Limited、 Guhl Ikebana GmbH、Kao (UK) Limited、 Kao Manufacturing Germany GmbH、 Kao Germany GmbH、Molton Brown Limited、 Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.、 その他 46社 (計64社)
ケミカル事業		国内	当社、花王クエーカー㈱、昭和興産㈱、 その他 1社 (計4社)
		海外	上海花王化学有限公司、花王（上海）貿易有限公司、 Kao (Taiwan) Corporation、Pilipinas Kao, Inc.、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.、 Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia Chemicals、 Kao Specialties Americas LLC、Quimi-Kao, S.A. de C.V.、 Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.、 その他 8社 (計21社)
そ の 他		国内	花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、 花王フィールドマーケティング㈱、 その他 5社 (計8社)
		海外	Misamis Oriental Land Development Corporation、 その他 8社 (計9社)

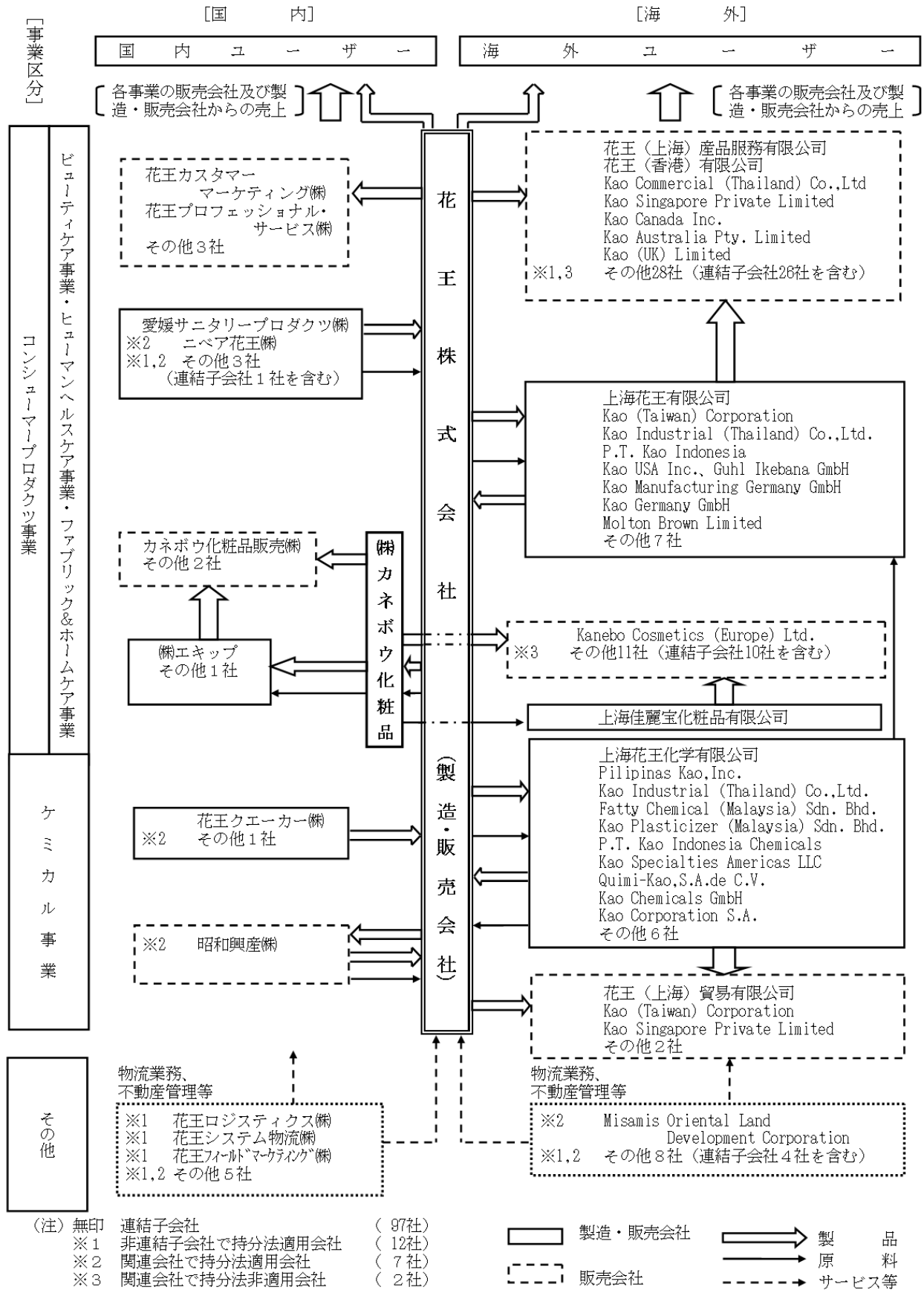
(注) 1. 各事業区分の主要製品は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）  
[セグメント情報] 1. 報告セグメントの概要」のとおりであります。

2. 「その他」に区分されたサービス業務等については、セグメント情報において、そのサービス内容に応じて、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業に振り分けております。

3. 各事業毎の会社数は、複数の事業を営んでいる場合にはそれぞれに含めて数えております。



以上の状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

該当ありません。

##### (2) 連結子会社

平成26年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		長期貸付 金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
※1 ※16 花王カスタマーマーケティ ング㈱	東京都中央区	百万円 1,830	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	1	7	—	製品等の販 売先	有
㈱カネボウ化粧品	東京都中央区	百万円 7,500	ビューティケア	100.0	—	6	—	製品等の販 売先	有
※16 カネボウ化粧品販売㈱	東京都中央区	百万円 100	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	1	5	—	—	有
㈱エキップ	東京都品川区	百万円 300	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
カネボウコスミリオン㈱	東京都中央区	百万円 110	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	有
愛媛サニタリープロダクツ ㈱	愛媛県西条市	百万円 90	ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	4	—	製品等の製 造委託先	有
花王プロフェッショナル・ サービス㈱	東京都墨田区	百万円 60	ファブリック& ホームケア	100.0	—	5	—	製品等の販 売先	有
花王クエーカー㈱	東京都墨田区	百万円 400	ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の販 売先	有
※1 花王（中国）投資 有限公司	中国	千人民元 2,442,579	中国における関 係会社の統轄及 びビューティケ ア	100.0	—	7	—	製品等の販 売先	—
※1 上海花王有限公司	中国	千人民元 564,200	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※3 95.0 [10.0]	—	5	—	製品等の販 売先	—
※1 花王（上海）産品服務 有限公司	中国	千人民元 1,348,490	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※4 100.0 [100.0]	—	6	4,989	製品等の販 売先	—
※1 佳麗宝化粧品（中国） 有限公司	中国	千人民元 1,271,687	ビューティケア	※5 100.0 [100.0]	—	3	—	—	—
上海佳麗宝化粧品 有限公司	中国	千人民元 59,173	ビューティケア	※6 100.0 [100.0]	—	4	—	—	—
上海花王化学有限公司	中国	千人民元 193,522	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	6	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
花王（上海）貿易 有限公司	中国	千人民元 1,656	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	4	—	製品等の販 売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
※1 花王（上海）化工有限公司	中国	千人民元 550,000	ケミカル	※3 100 [10.0]	—	5	—	—	—
花王（香港）有限公司	中国	千香港ドル 11,582	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	2	—	製品等の販 売先	—
Kao (Taiwan) Corporation	台湾	千台湾元 597,300	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	92.1	—	5	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム	百万ベトナム ドン 807,385	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	2	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
※1 Pilipinas Kao, Inc.	フィリピン	千米ドル 73,835	ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000,000	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※7 100.0 [52.6]	—	4	—	—	—
Kao Soap (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 8,000	ビューティケア	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 120,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	—	5	—	製品等の購 入先	—
Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 16,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	—	4	—	製品等の購 入先	—
Kao Oleochemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 2,600	ケミカル	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Kao Singapore Private Limited	シンガポール	千米ドル 45,385	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	2	—	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia	インドネシア	百万ルピア 333,206	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	50.01	—	4	7,292	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia Chemicals	インドネシア	千米ドル 27,000	ケミカル	95.0	—	3	1,195	製品等の購 入先及び販 売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
Kao Australia Pty. Limited	オーストラリ ア	千オーストラリ アドル 37,000	ビューティケア ファブリック& ホームケア	100.0	-	1	-	製品等の販 売先	-
Kao Canada Inc.	カナダ	千カナダドル 4,061	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Kao USA Inc.	米国	米ドル 1	ビューティケア	100.0	-	3	-	製品等の販 売先	-
Kao America Inc.	米国	千米ドル 3,200	米国における関 係会社へのコー ポレートサービ ス及び米国ケミ カル事業の持株 会社	100.0	-	2	-	-	-
Kao Specialties Americas LLC	米国	米ドル 1	ケミカル	※10 100.0 [100.0]	-	1	-	製品等の購 入先及び販 売先	-
Quimi-Kao, S.A. de C.V.	メキシコ	千メキシコ ペソ 16,696	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	-	2	-	-	-
Kao Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 25,000	ビューティケア	100.0	-	1	-	製品等の販 売先	-
Guhl Ikebana GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,113	ビューティケア	※9 90.0 [90.0]	-	-	-	-	-
Kao Manufacturing Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 13,000	ビューティケア	100.0	-	3	-	製品等の販 売先	-
Kao Chemicals GmbH	ドイツ	千ユーロ 9,101	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	-	1	-	製品等の購 入先及び販 売先	-
Kao Netherlands B.V.	オランダ	千ユーロ 681	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Kao (UK) Limited	英国	千英ポンド 500	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
KPSS (UK) Limited	英国	千英ポンド 1,300	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
※1 Kao Prestige Limited	英国	千英ポンド 96,500	モルトン・ブラ ウングループ (ビューティケ ア事業)の持株 会社	100.0	-	2	-	-	-
Molton Brown Limited	英国	千英ポンド 516	ビューティケア	100.0	-	2	-	-	-
Kao Switzerland AG	スイス	千スイス フラン 2,000	ビューティケア	100.0	-	1	-	-	-
Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.	スイス	千ユーロ 4,645	ビューティケア	※13 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
※1 Kao Chemicals Europe, S.L.	スペイン	千ユーロ 74,035	欧州等ケミカル 事業統轄	100.0	-	2	-	-	-
Kao Corporation S.A.	スペイン	千ユーロ 56,411	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	-	2	-	製品等の購 入先及び販 売先	-

(注) ※1は、特定子会社であります。

※2は、(株)カネボウ化粧品が所有しております。

- ※3は、花王（中国）投資有限公司が10%所有しております。  
 ※4は、花王（中国）投資有限公司が所有しております。  
 ※5は、㈱カネボウ化粧品が92.1%、花王（中国）投資有限公司が7.9%を所有しております。  
 ※6は、㈱カネボウ化粧品が90.0%、花王（中国）投資有限公司が10.0%を所有しております。  
 ※7は、当社の子会社であるKao Holdings (Thailand) Co., Ltd. が52.6%を所有しております。  
 ※8は、Kao Singapore Private Limitedが所有しております。  
 ※9は、Kao USA Inc. が所有しております。  
 ※10は、Kao America Inc. の子会社であるKao Chemicals Americas Corporationが所有しております。  
 ※11は、Kao Chemicals Europe, S.L. が所有しております。  
 ※12は、Kao Germany GmbHが所有しております。  
 ※13は、Kao Switzerland AGが所有しております。

14 議決権の所有割合の [ ] 内は、間接所有割合で内数であります。

15 上記以外に小規模な連結子会社が49社あり、連結子会社の数は合計97社となります。

※16 花王カスタマーマーケティング㈱及びカネボウ化粧品販売㈱につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当連結会計年度における主要な損益情報等（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

	花王カスタマーマーケティング㈱	カネボウ化粧品販売㈱
(1)売上高	674,980 百万円	141,863 百万円
(2)経常利益	11,870	△2,700
(3)当期純利益	7,403	△2,298
(4)純資産額	18,240	△5,500
(5)総資産額	87,185	33,751

(3) 持分法適用関連会社

平成26年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ニベア花王㈱	東京都中央区	百万円 200	ビューティケア	40.0	1	2	—	製品等の購 入先及び販 売先	有
昭和興産㈱	東京都港区	百万円 550	ケミカル	20.8	—	1	—	製品等の購 入先及び販 売先	—

(注) 上記以外に小規模な持分法適用関連会社が5社あり、持分法適用関連会社の数は合計7社となります。

(4) その他の関係会社

該当ありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成26年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
ビューティケア事業	19,573	(2,218)
ヒューマンヘルスケア事業	4,011	(781)
ファブリック&ホームケア事業	4,263	(1,095)
コンシューマープロダクツ事業 計	27,847	(4,094)
ケミカル事業	3,345	(109)
全社（共通）	1,515	(87)
合 計	32,707	(4,290)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は臨時雇用者数の年間平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時雇用者は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成26年12月31日現在

従業員数（人）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
6,664	42.0	19.1	8,338

セグメントの名称	従業員数（人）	
ビューティケア事業	1,657	
ヒューマンヘルスケア事業	1,391	
ファブリック&ホームケア事業	985	
コンシューマープロダクツ事業 計	4,033	
ケミカル事業	1,116	
全社（共通）	1,515	
合 計	6,664	

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

### (3) 労働組合の状況

当社の一部の事業所及び一部の連結子会社には、労働組合が組織されております。連結子会社のうち(株)カネボウ化粧品及びそのグループ会社には、カネボウ労働組合の組合員が在籍しております。カネボウ労働組合は、U Aゼンセンに属しており、ユニオンショップ制となっております。

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	経常利益 (億円)	当期 純利益 (億円)	1株当たり 当期 純利益 (円)	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)
26年12月期	14,017	1,333	1,388	796	156.46	156.24
25年12月期	13,152	1,247	1,281	648	126.03	125.89
増減率	6.6%	6.9%	8.4%	22.9%	24.1%	24.1%

当連結会計年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の世界の景気は、一部に弱さがみられますが、緩やかに回復しています。日本の景気は、個人消費などに弱さがみられるものの、緩やかな回復基調が続いています。当社グループの主要市場である日本のトイレタリー（化粧品を除くコンシューマープロダクツ）市場は、前期に対し金額では2%伸長し、消費者購入価格は、前期を上回りました。また、日本の化粧品市場は、前期に対して横ばいとなりました。

このような状況の下、当社グループは、研究開発を重視し消費者や顧客の立場にたった“よきモノづくり”に基づき、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値商品の発売や育成などに努めました。また、日本での消費税率引上げに伴う駆け込み需要には、供給対応に全社を挙げて取り組み、消費税率引上げ後には、数多くの新製品・改良品を発売し市場の活性化に努めました。

なお、平成25年7月4日に自主回収を公表しました、カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品につきましては、白斑様症状を発症された方々の回復支援及び補償への対応を真摯に行っており、当社グループを挙げて再発防止に努めております。

売上高は、前期に対して6.6%増の1兆4,017億円（為替変動の影響を除く実質4.7%増）となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において夏場の天候不順の影響がありましたが、数多くの高付加価値商品の投入と積極的な販売活動により売り上げ・シェアともに伸長しました。アジアの売り上げも、引き続き順調に伸長しました。また、ケミカル事業では、天然油脂原料価格上昇に伴う販売価格の改定及び販売数量の増加に努め、増収となりました。

利益面では、新製品・改良品への積極的なマーケティング費用等の投入や原材料価格上昇の影響がありましたが、日本とアジアのコンシューマープロダクツ事業並びにケミカル事業の増収効果により、営業利益は1,333億円（対前期86億円増）となり、経常利益は1,388億円（対前期107億円増）となりました。当期純利益は、ロドデノール配合美白製品に係る補償関連等の費用を特別損失に89億円計上し、796億円（対前期148億円増）となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益（E B I T A）は1,621億円（対前期73億円増 売上高比率11.6%）でした。

1株当たり当期純利益は、156.46円となり、前期の126.03円より30.43円（前期比24.1%増）増加しました。

当社が経営指標としているEVA（経済付加価値）は、NOPAT（税引後営業利益）の増加や、自己株式の取得による株主還元の実施など投下資本の圧縮に努めたこともあり、前期を上回りました。

当期の海外連結子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替の換算レートは、次のとおりです。

	第1四半期 (1-3月)	第2四半期 (4-6月)	第3四半期 (7-9月)	第4四半期 (10-12月)
米ドル	102.87円 (92.57円)	102.16円 (99.23円)	103.92円 (98.06円)	114.43円 (102.11円)
ユーロ	140.94円 (122.02円)	140.13円 (129.56円)	137.78円 (130.72円)	142.88円 (139.93円)

注：（ ）内は前年同一期間の換算レート

## セグメントの業績

	売上高				セグメント利益（営業利益）		
	通期		増減率		通期		増減 (億円)
	25年 12月期 (億円)	26年 12月期 (億円)	(%)	補正後* (%)	25年 12月期 (億円)	26年 12月期 (億円)	
ビューティケア事業	5,703	5,899	3.4	1.3	239	284	45
ヒューマンヘルスケア事業	2,106	2,401	14.0	12.8	169	219	50
ファブリック&ホームケア事業	3,110	3,245	4.3	4.1	622	610	△12
コンシューマープロダクツ事業計	10,919	11,545	5.7	4.3	1,030	1,113	83
ケミカル事業	2,612	2,880	10.3	6.7	215	221	6
小計	13,531	14,425	6.6	4.8	1,245	1,333	89
調整（消去）	△379	△408	—	—	2	△1	△2
合計	13,152	14,017	6.6	4.7	1,247	1,333	86

※売上高増減率の「補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

## 販売実績

	通期		増減率 (%)
	25年12月期 (億円)	26年12月期 (億円)	
ビューティケア事業	4,086	4,155	1.7
ヒューマンヘルスケア事業	1,819	1,987	9.2
ファブリック&ホームケア事業	2,759	2,858	3.6
日本計	8,664	9,000	3.9
アジア	1,164	1,405	20.7
米州*	689	799	15.9
欧州*	721	842	16.7
内部売上消去等	△320	△501	—
コンシューマープロダクツ事業計	10,919	11,545	5.7
日本	1,256	1,319	5.0
アジア	868	1,088	25.4
米州	399	445	11.5
欧州	623	681	9.4
内部売上消去等	△533	△653	—
ケミカル事業計	2,612	2,880	10.3
小計	13,531	14,425	6.6
調整（消去）	△379	△408	—
合計	13,152	14,017	6.6

※米州、欧州のコンシューマープロダクツ事業については、平成26年1月より関係会社間の商流を一部変更しております。前期と同様の商流に基づいた増減率は、米州7.5%増、欧州9.1%増となっております。



参考：所在地別の業績

参考情報として所在地別の業績を以下のとおり開示します。

	売上高				営業利益		
	通期		増減率		通期		増減
	25年 12月期 (億円)	26年 12月期 (億円)	(%)	補正後 ※1 (%)	25年 12月期 (億円)	26年 12月期 (億円)	
日本	9,594	9,973	4.0	4.0	1,013	1,114	101
アジア	1,997	2,449	22.7	17.3	128	113	△15
米州※2	1,086	1,242	14.4	6.7	52	61	9
欧州※2	1,342	1,521	13.3	4.9	73	39	△34
小計	14,018	15,185	8.3	6.2	1,267	1,328	61
調整(消去)	△866	△1,168	—	—	△20	5	25
合計	13,152	14,017	6.6	4.7	1,247	1,333	86

※1 売上高増減率の「補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

※2 「販売実績」に記載のとおり、米州、欧州の関係会社間の商流を一部変更しております。前期と同様の商流に基づいた増減率は、米州9.1%増(補正後1.8%増)、欧州9.2%増(補正後1.1%増)となっております。

なお、売上高に占める海外に所在する顧客への売上高の割合は、前期の30.9%から33.1%となりました。

#### コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前期に対して5.7%増の1兆1,545億円(為替変動の影響を除く実質4.3%増)となりました。

日本の売上高は、3.9%増の9,000億円となりました。消費者の生活スタイルの変化や、環境、健康、高齢化、衛生などの社会的課題への対応、提案型販売活動の強化などに取り組むとともに、消費税率引上げに伴う駆け込み需要への供給対応、消費税率引上げ後には、数多くの新製品・改良品の発売で市場の活性化に努め、売り上げ・シェアともに伸長しました。

アジアの売上高は、20.7%増の1,405億円(為替変動の影響を除く実質16.1%増)となりました。中間所得層向け製品の発売・育成、販売店との協働取組・卸チャンネルの活用や販売地域の拡大などに努め、伸長が続いています。

米州の売上高は、15.9%増の799億円(為替変動の影響を除く実質7.8%増)となりました。前期と同様の商流に基づいた増減率は、7.5%増(為替変動の影響を除く実質0.1%増)となりました。為替変動の影響を除く実質の売り上げは、スキンケア製品は前期を上回りましたが、ヘアケア製品は前期を下回りました。

欧州の売上高は、16.7%増の842億円(為替変動の影響を除く実質7.9%増)となりました。前期と同様の商流に基づいた増減率は9.1%増(為替変動の影響を除く実質0.8%増)となりました。為替変動の影響を除く実質の売り上げは、化粧品は前期を上回りましたが、ヘアケア製品は前期を下回りました。

営業利益は、原材料価格上昇の影響を受けたものの、新製品・改良品への積極的なマーケティング費用等の投入に伴う日本とアジアでの増収効果により、1,113億円(対前期83億円増)となりました。

当社は、〔ビューティケア事業〕、〔ヒューマンヘルスケア事業〕、〔ファブリック&ホームケア事業〕を総称して、コンシューマープロダクツ事業としております。

#### 〔ビューティケア事業〕

売上高は、前期に対して3.4%増の5,899億円(為替変動の影響を除く実質1.3%増)となりました。

化粧品の売り上げは、前期に対し1.4%増の2,606億円(為替変動の影響を除く実質0.3%増)となりました。日本では、夏場の天候不順や消費税率引上げ後の反動減からの回復遅れもあり、売り上げは前期に対して横ばいとなりました。引き続き重点ブランドの強化を図り、カウンセリング化粧品では、「ソフィーナ プリマヴィスタ」、「アルブラン」、新製品の「DEW ポーテ」、セルフ化粧品では、刷新した「KATE TOKYO」が売り上げを伸ばしました。海外では、英国プレステージブランドの「モルトン・ブラウン」が、ブランドの刷新により売り上げを伸ばしたこともあり、為替変動の影響を除く実質の売り上げは、前期を上回りました。

スキンケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、「ビオレ」の洗顔料、全身洗淨料「ビオレu」、乾燥性敏感肌ケアの「キュレル」が新製品・改良品を含めて好調に推移し、売り上げが伸長しました。アジアでは、「ビオレ」が順調に推移し、売り上げを伸ばしました。米州では、ハンド&ボディローションの「ジャーゲンズ」が改良品を発売したこともあり、為替変動の影響を除く実質の売り上げは前期を上回りました。

ヘアケア製品の売り上げは、前期に対して横ばいとなりました。日本では、ヘアカラーは、市場縮小の影響を受けたものの、シャンプー・リンス及びヘアスタイリング剤は、「エッセンシャル」などの新製品・改良品の貢献も含め好調に推移し、売り上げが伸長しました。アジアでは、ブランドの絞り込みにより、売り上げは前期を下回りました。欧米では、「ジョン・フリーダ」のスタイリング剤の改良品を発売しましたが、厳しい競争環境の中、為替変動の影響を除く実質の売り上げは前期を下回りました。

営業利益は、増収効果などにより284億円（対前期45億円増）となりました。また、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益（E B I T A）は、573億円（対前期32億円増 売上高比率9.7%）でした。

#### 〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前期に対して14.0%増の2,401億円（為替変動の影響を除く実質12.8%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする健康機能飲料「ヘルシア」で、緑茶では脂肪の燃焼力を高める茶カテキンの機能訴求を強化し、コーヒーでは風味を高めた改良品を発売しましたが、厳しい市場環境の中、売り上げは前期を下回りました。

サニタリー製品の売り上げは、前期を大きく上回りました。生理用品「ロリエ」は、日本では、ムレ・こすれから肌をいたわる「ロリエ エフ」、高い吸収力と快適なつけ心地を実現する「ロリエ スリムガード」などの高付加価値品の売り上げ伸長によりシェアを拡大し、アジアでも、順調に売り上げを伸ばしました。

ベビー用紙おむつ「メリーズ」は、生産設備の増強を行った日本では、売り上げが引き続き好調に推移し、中国及びロシアでも売り上げが伸長しました。中国では、平成25年に販売を開始した中間所得層向けの現地生産品の拡売に努め、インドネシアでも、中間所得層向けの現地生産品の販売を平成26年9月より開始しました。

パーソナルヘルス製品の売り上げは、前期を上回りました。オーラルケアの売り上げは、改良品の発売や高付加価値品の育成を行いました。入浴剤の売り上げは、競合の攻勢もあり横ばいとなりました。蒸気の温熱シート「めぐりズム」の売り上げは、大きく伸長しました。

営業利益は、原材料価格上昇の影響がありましたが、増収効果とコストダウン活動により219億円（対前期50億円増）となりました。

#### 〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前期に対して4.3%増の3,245億円（為替変動の影響を除く実質4.1%増）となりました。

ファブリックケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、高洗浄力による洗たく時間短縮を訴求した衣料用濃縮液体洗剤「ウルトラアタックNeo」を始め、平成26年5月には防カビ成分をアップして改良した「アタックNeo抗菌EX Wパワー」を発売し、Neoシリーズによる節水・節電・省資源などの環境訴求に努めました。粉末洗剤「アタック高浸透リセットパワー」では、環境への負荷低減を図るつめかえパックを発売し、粉末洗剤市場を活性化しました。これらの活動もあり、夏場には天候不順の影響を受けたものの、売り上げが伸長しました。柔軟仕上げ剤では、24時間防臭効果が続く「ハミングファイン」を発売し、「フレア フレグランス」とともに堅調に推移しました。衣料用漂白剤では、消臭・抗菌機能を高めた「ワイドハイター EX パワー」が好調に推移しました。アジアでは、売り上げは前期を上回りました。衣料用洗剤「アタック」は、インドネシアでは、中間所得層向けに手洗い用の粉末洗剤「アタックJaz1（ジャズワン）」を発売したこともあり売り上げが伸長し、台湾、香港では、平成25年に発売した抗菌機能を高めた液体洗剤が好調に推移し、売り上げが伸長しました。

ホームケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、食器用洗剤「キュキュット」が、洗浄力の大幅アップに加え、泡持ちとすすぎの良さを両立させた画期的な洗浄成分処方による改良品を発売し、好調に推移しました。住居用洗剤では、浴室用洗剤「バスマジックリン 除菌消臭プラス」、新製品の住宅用そうじシート「マジックリン ピカッと輝くシート」の貢献もあり、売り上げを伸ばしました。また、住居用ワイパー「クイックルワイパー」の売り上げも伸長しました。

営業利益は、増収効果などがあつたものの、新製品・改良品への積極的なマーケティング費用等の投入や原材料価格上昇の影響もあり、610億円（対前期12億円減）となりました。

#### 〔ケミカル事業〕

売上高は、前期に対して10.3%増の2,880億円（為替変動の影響を除く実質6.7%増）となりました。

日本の対象業界では、全般に弱含みで推移する中、円安に伴う輸出関連業界、復興関連など一部の対象業界での需要が増加しました。米州では、堅調な状況が続き、欧州では、緩やかな回復がみられました。

油脂製品では、平成25年に設備増強を行った油脂アルコールの販売数量の増加とともに、天然油脂原料価格上昇に伴う販売価格の改定に努めました。機能材料製品では、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発と販売の拡大に努め、堅調に推移しました。スペシャルティケミカルズ製品では、パソコン市場の構造変化の影響を受けたものの、顧客ニーズに即した製品対応に努め、売り上げは横ばいとなりました。

営業利益は、天然油脂原料価格上昇の影響を受けましたが、販売価格の改定及び販売数量の増加による増収効果とコストダウン活動により、221億円（対前期6億円増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ11億円増加し、2,287億円となりました。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、1,451億円となりました。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、638億円となりました。

以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは、813億円となりました。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、850億円となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(2) 財政状態の分析」に記載しております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は、産業界向けのケミカル製品から一般消費者向けのコンシューマー製品まで極めて多種多様であり、それら製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように、主として見込み生産を行っております。従って、生産状況は販売状況に類似しているため、生産及び販売の状況については、「1 業績等の概要」をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

#### 〔中長期的な経営戦略〕

中長期の当社グループを取り巻く環境においては、(1)新興国が巨大な市場を形成していく中で起きる経済の中心のシフト、(2)デジタルメディアに強く依存する消費者や、増大するシニア層など、新しい消費者の出現、また(3)環境問題への関心の高まりなど、構造的変化が世界中で起こっています。当社グループは、これらの変化を飛躍のための絶好の機会と捉え、「自然と調和する ところ豊かな毎日をめざして」のコーポレートメッセージのもと、エコロジー経営の推進とコーポレート・アイデンティティーの浸透を図り、グローバルな成長の実現を推進します。

事業活動としましては、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、及びファブリック&ホームケア事業からなるコンシューマープロダクツ事業分野とケミカル事業分野において、研究開発を重視し消費者や顧客の立場にたった“よきモノづくり”を進め、商品の高付加価値化による持続的な“利益ある成長”と、事業活動を通じた社会的課題の解決や社会貢献活動による“社会のサステナビリティへの貢献”との両立を図り、グローバルで存在感のある会社を目指します。

当社グループは、目指す姿の実現と企業価値増大に向け、平成25年度を初年度とする花王グループ中期3カ年計画 K15 (Kao Group Mid-term Plan 2015) を策定しています。

#### 花王グループ中期3カ年計画 K15

目標(1) 過去最高の売上高・利益の突破

目標(2) 2015年度経営数値目標の達成

・連結売上高 1兆4,000億円

・連結営業利益 1,500億円

・海外売上高比率 30%以上

計画実現のための成長戦略は、下記のとおりです。

##### (1) コンシューマープロダクツ事業のグローバル拡大

アジアや新興国などの成長市場では、今後とも市場の大きな伸長が予想されます。当社グループでは、伸び行く中間所得者層を対象とし、衣料用洗剤、ベビー用紙おむつ、生理用品などの「清潔商品」を中心に、独自技術を活かした商品開発により、事業の拡大を図ります。

また、欧米などの成熟市場では、化粧品、スキンケア・ヘアケア、及び美容サロン向けの各分野で、当社グループ独自の技術を活かした商品の高付加価値化に取り組みます。

##### (2) ファブリック&ホームケア事業の磐石化と、ビューティケア事業およびヒューマンヘルスケア事業の利益ある成長の加速

収益の基盤であるファブリック&ホームケア事業では、各カテゴリーでのシェアNo.1の維持・獲得を図ります。

ビューティケア事業では、化粧品の強化を図るとともに、ヒューマンヘルスケア事業では、健康や高齢化を切り口とした高付加価値商品やサービスの提供により、一層の成長・発展を目指します。

##### (3) ケミカル事業の強化

ケミカル事業では、エコイノベーションによって、エコケミカル事業体への飛躍を目指します。

また、コンシューマープロダクツ事業とのシナジー強化を図ります。

運営体制につきましても、コンシューマープロダクツ事業のグローバル一体運営を通じ、事業と機能のマトリックス運営を強化するとともに、全社最適の観点から収益構造の改革も進めます。

#### 〔対処すべき課題〕

カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品につきましては、白斑様症状を発症された方々を個別に訪問し、回復支援及び補償への対応を真摯に行っております。より高いレベルの安全・安心の担保を図りつつ、再発防止に努めることが課題と認識しており、当社グループを挙げて取り組みます。

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料市況や為替の変動など、事業環境は厳しくかつ不透明な状況が続いています。また、消費者の生活意識の変化やそれに伴う購買意識の変化が生じており、環境意識や健康志向の高まり、高齢化社会の進行や衛生などの社会的課題も増大しています。当社グループは、このような事業環境や社会的課題に対処し、商品の高付加価値化による持続的な“利益ある成長”と、“社会のサステナビリティ(持続可能性)への貢献”との両立を図り、グローバルで存在感のある会社をめざします。

また、平成27年度は花王グループ中期3カ年計画 K15 (Kao Group Mid-term Plan 2015) の最終年度に当たりますので、脱デフレ型成長モデルの構築と当社グループの資産の最大活用に注力するとともに、成長戦略を着実に遂行することによって、計画の達成に全社を挙げて取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

企業が事業を遂行している限り、さまざまなリスクが伴います。当社グループにおいては、リスクの発生を防止、分散、あるいはリスクヘッジすることによりリスクの合理的な軽減を図っております。しかし、以下のような予想を超える事態などが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、以下のリスクは当社グループにとり全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、それらは投資家の判断に影響を与える可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成27年3月25日）現在において当社が判断したものであります。

##### (1) コンシューマープロダクツ事業

###### ① 消費者ニーズの変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、各国市場の景気変動や消費者の価値観の変化により影響を受けます。当事業は消費者ニーズの変化を捉え、当社グループのモノづくりの総合力を活用し、環境・健康・高齢化・衛生などを切り口とした商品の高付加価値化やサービスの提供に取り組み、ブランド価値を維持向上させております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、消費者ニーズの変化に対応した商品やサービスを提供できず、ブランド価値を落とした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 流通の変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、市場での流通業の合併や統合による新たな企業グループ化の進展、新たな流通チャネルの出現などの流通構造の変化により影響を受けます。当事業は、このような流通構造の変化に対する販売活動を推進し、新たな提案をしております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、流通構造の変化に対応した販売活動や新たな提案ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) ケミカル事業

当社グループのケミカル事業は、顧客の需要動向や原材料価格の変動などにより影響を受けます。当事業はコスト削減、製品への価格対応を図り、さらに、顧客ニーズに合った製品の高付加価値化、環境に配慮した製品の研究開発を進め、提供しております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、顧客のニーズに合った製品の提供や原材料価格の変動などへの対応ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 事業買収、業務提携、合併事業など

当社グループは事業買収、業務提携、合併事業などを実施する可能性があります。これら実施に際しては、経済的価値、相手企業の調査を十分に先行決定します。しかしながら、事業活動には予想できないさまざまな不確実性が伴うため、当初の期待していた効果が出せない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 海外事業展開

当社グループは、成長戦略のひとつとしてアジア、欧米市場などでの事業展開を進めており、特に経済成長率が高く、市場規模が大きくなることが予想される国々での事業の強化を重視しております。しかしながら、事業を進める上で、経済成長の鈍化、政治的・社会的に不安定な情勢が生じる、競合との競争の激化、コスト管理が十分できない、小売店・代理店などの取引先との関係に問題が発生するなど、さまざまな要因による不確実性が伴い、事業の強化ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 原材料の調達

当社グループの製品で使用している天然油脂や石油関連の原材料の市況価格は、地政学的リスクや需給バランス、異常気象、為替の変動などの影響を受けます。当社グループは原材料価格の上昇に対して、原価低減や売価への転嫁の施策を図り、その影響を軽減しております。また、天然油脂原料に関しては、非可食原料の高度有効利用の研究による代替原料の開発にも取り組んでいます。しかしながら、予想を超えて市況価格に急激な変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 品質管理

当社グループ商品の品質管理につきましては、消費者・顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、他のブランドや当社グループ全体の信用の低下にもつながり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 自然災害・事故などへの対応

当社グループは、地震をはじめとする自然災害に対して、生産工場及び主要な事業拠点を対象に災害対策、事業継続計画（BCP）の策定を行っており、今後も強化と充実を図ってまいります。しかしながら、予想を超える規模の地震やそれにより派生した災害が発生し、原材料の確保、生産の継続などに問題が生じて商品の市場への供給に支障をきたした場合、また、震災に伴う経済環境の悪化によって需要動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、生産工場の爆発・火災事故、情報システム障害、原材料購入先のトラブル、電力や水などの社会インフラの機能不全、有害物質による環境汚染、感染症の蔓延、テロ、政変、暴動などが発生し、商品の市場への供給に支障をきたした場合には、当社グループへの信用、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 為替の変動

外国通貨建ての取引については為替相場の変動による影響を受けますが、外貨預金口座を通じての決済、為替予約取引や通貨スワップ取引などにより為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。なお、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。しかしながら、在外連結子会社の財務諸表の各項目は円換算するため、換算時の為替レートが予想を超えて大幅に変動した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受けます。

#### (9) 繰延税金資産や減損処理の影響

当社グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれんなど様々な有形・無形の固定資産や繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績計画との乖離や時価の下落等によって、期待されるキャッシュ・フローが生み出せない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 人材の確保

当社グループは、グローバルでの事業目標達成のために多様で優秀な人材の確保に努めております。消費者の方々へに支持される“よきモノづくり”をめざすために、研究開発、生産技術、マーケティング、販売活動など高度な専門性を持った人材が不可欠です。しかしながら、雇用情勢の変動などにより、必要な人材を確保できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 法規制の遵守

当社グループは、事業活動を行う上で、商品の品質、安全、環境関連、化学物質関連、また会計基準や税法、労務関連、取引関連などの様々な法規制の適用を受けています。当社グループは、コンプライアンス体制を構築し、遵守に努めておりますが、当社グループだけでなく委託先などが重大な法令違反を起こした場合は、当社グループへの信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、現行の法規制の変更や新たな法規制などが追加された場合には、当社グループの事業活動が制限され、あるいはその対応のために投資が必要になるなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 情報管理

当社グループは、研究開発、生産、マーケティング、販売などに関する機密情報や、商品開発、販売促進などに用いる多くのお客様の個人情報等を保有しております。当社グループでは、情報取扱いガイドラインによる情報管理を徹底し、情報システムのハード面・ソフト面を含めた適切なセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、予想を超えるサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスへの感染などにより、保有する機密情報・個人情報が漏洩した場合には、当社グループへの信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 訴訟の提起

当社グループは、グローバルで多岐にわたる事業展開をしており、様々な訴訟などを受ける可能性があります。訴訟が提起された場合には結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 事業譲渡契約

当社は、平成26年5月29日開催の取締役会において、株式会社カネボウ化粧品（以下「カネボウ化粧品」といいます。）から同社の生産及び研究にかかる事業（アルコール事業法に基づく事業を除きます。以下「譲渡対象事業」といいます。）を譲り受けることについて決議を行い、平成26年6月30日付で事業譲渡契約を締結し、平成26年7月1日に譲渡対象事業の譲り受けを完了しました。

その主な内容は、次のとおりであります。

- ① 当社は、平成26年6月30日現在の譲渡対象事業にかかる固定資産（小田原事業場の建物・製造設備等）及び流動資産（棚卸資産等）を譲り受ける。なお、同日現在の譲渡対象事業にかかる負債については、引き継がない。
- ② 事業譲受日は、平成26年7月1日とする。
- ③ 当社は、譲渡対象事業の対価として適正なる価額をカネボウ化粧品に支払う。
- ④ 平成26年6月30日現在でカネボウ化粧品の小田原事業場に在籍する従業員のうち、研究にかかる事業に従事する従業員は、平成26年7月1日をもって当社に出向し、生産にかかる事業に従事する従業員は、同日をもって花王コスメプロダクツ小田原株式会社に出向する。
- ⑤ その他必要な事項は、両社で協議の上決定する。

### (2) 合併事業契約

国名	契約先	合併会社名称	出資比率	契約日
マレーシア	IOI Oleochemical Industries Berhad	Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	70.0%	昭和63年2月29日

(注) 出資比率は、間接出資比率であり、Kao Singapore Private Limited（当社100%出資）が出資しております。

## 6【研究開発活動】

消費者・顧客の立場にたつて、心をこめた“よきモノづくり”を行ない、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献するという使命のもと、研究開発部門では、多様な国や地域の消費者の様々な文化やニーズを理解し、独創的なシーズと組み合わせることで、新たな価値や市場を創造する画期的な商品・技術の開発に取り組んでおります。

花王は、特許などの知的財産権を極めて重要な経営資源と位置付け、その保護に努め、技術革新を成長の原動力としています。この度、革新的で、知的財産権保護に努めており、世界に影響を及ぼすような発明をもたらしたことが認められ、トムソン・ロイターの「Top100 グローバル・イノベーター2014」を受賞しました。

当社グループ全体で、約2,800名が研究開発業務に携わっております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、517億円（売上高比3.7%）であり、主な成果は、下記のとおりであります。

### コンシューマープロダクツ事業

#### 〔ビューティケア事業〕

世界の人々の肌や髪を深く知る本質研究と、新しい機能を生み出す素材や製剤の開発をとおして、健康で美しい素肌や素髪の実現と、多様な生活スタイルに合わせた美容価値の提案を目指しています。当社グループ資産の最大活用を図り、ビューティケア事業の化粧品品の強化を図るべく、化粧品に関する研究組織の統合を行いました。株式会社カネボウ化粧品小田原研究所を花王株式会社小田原研究所と改組し、当社グループトータルの化粧品研究開発の拠点として、本格的なグループ研究を推進してまいります。

カウンセリング化粧品では、「ソフィーナ」から、耐皮脂・耐汗処方、ファンデーションのくずれやテカリを長時間抑える「ソフィーナ プリマヴィスタ 化粧もち実感 おしろい」を発売しました。朝、ファンデーションの上に重ねるだけで、肌色に自然になじんで透明感のある肌に仕上げ、夕方までサラサラの肌が続きます。セルフ化粧品では、「ケイト」から、マスカラ「ケイト ブラックフェザーラッシュ」を、日本、台湾、香港にて発売しました。マスカラ液にはまつ毛に絡みつく短毛でソフトな感触の繊維を配合し、新形状の樹脂製ブラシでまつ毛をしっかりとかしながら塗ることができます。

スキンケア製品では、「ビオレu 泡で出てくる！ボディウォッシュ」を発売しました。「ビオレu」液体タイプと同様、素肌と同じ弱酸性で、肌をいたわりながら汚れはきちんと落とすSPT（Skin Purifying Technology：肌清浄化技術）を採用しており、手のひら洗いに適したのびがよくきめの細かいふんわり泡で、子どもも大人も、赤ちゃんのデリケートな肌もやさしく洗えます。欧米では、ハンド＆ボディローションの「ジャージェンズ」から、ボディ用BBクリームとして、うるおい、輝き、ハリ感、色ムラ解消、欠点カバーの5つの目に見える機能を1つにした「ジャージェンズ BBボディ パーフェクティングスキンクリーム」を発売しました。

ヘアケア製品では、ヘアケアブランド「エッセンシャル」にて、18-メチルエイコサン酸を含むケア成分（ラノリン脂肪酸（補修・保湿・保護））を髪に均一に吸着させるファインキューティクルケア技術をシャンプー、コンディショナーに採用し、指通りのよさをさらに高めて、洗いやすく、乾かしやすく、まとまりやすく改良し、日本、台湾、シンガポール、香港にて発売しました。欧米では、「ジョン・フリーダ フリッツイーズ」シリーズを全面リニューアルし、天然パーマの女性向けに髪のカールを強めたり弱めたりするスタイリング剤などを発売しました。

当事業に係る研究開発費は、223億円であります。

#### 〔ヒューマンヘルスケア事業〕

人が本来持っている健康力を生かしたQOL（Quality of Life：生活の質）の向上を目指し、心と身体の両面からヘルスケア研究を進めています。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする特定保健用食品飲料シリーズ「ヘルシア」から、コーヒー豆本来の豊かな風味をさらに高め、余韻をさらに楽しめる味わいに仕上げた「ヘルシアコーヒー」を改良発売しました。

サニタリー製品では、生理用品ブランド「ロリエ」から、「ロリエ 超吸収ガード」を改良発売しました。新技術の偏在化ブロック吸収体を採用し、吸収力の強化に加えて、不快なゴワつきを軽減し、やさしいつけ心地の両立を実現しました。アジアでは、ジェントルタッチ表面材を採用し、肌との接触面を従来のおよそ3分の1に減らして刺激の主原因となる摩擦を軽減した「ロリエ スーパージェントルプラス」をタイにて発売しました。

パーソナルヘルス製品では、花王の顆粒技術を活かして、EX顆粒（清掃剤）を増量配合し、歯垢除去力を高めたハミガキ「クリアクリーンEX」を改良発売しました。たっぷり配合されたEX顆粒が、くだけながら歯の表面やすき間の奥の歯垢までしっかり押し出します。

当事業に係る研究開発費は、121億円であります。

〔ファブリック&ホームケア事業〕

多様なニーズに応える家庭用製品から、高度な清浄・衛生（洗い上がり）が求められる業務用製品まで、幅広い分野での研究開発に取り組んでいます。

ファブリックケア製品では、色柄物にも安心な酸素系衣料用漂白剤「ワイドハイターEXパワー」を改良発売しました。これまでの漂白・消臭・除菌成分に加え、抗菌成分を新配合し、消臭効果がさらに高まり、繰り返し使用することで抗菌性を発揮します。アジアでは、インドネシアにて、生活習慣や生活環境に合わせて開発した手洗い用粉末洗剤「アタック Jaz 1」を発売しました。花王が開発した新しい技術により、硬度の高い水でも、つけ置きの中から汚れ落ちを実感でき、クリーム洗剤を併用しなくてもがんこな汚れを落とします。

ホームケア製品では、食器用洗剤「キュキュット」シリーズを改良発売しました。2種類の新しい界面活性剤を融合した花王独自のハイブリッド・ウォッシュ処方により、洗い始めから濃密な泡が立ち、冷えて固まった手ごわい油污れもぐんぐん落とし、一気にすすげて節水にもなります。

当事業に係る研究開発費は、74億円であります。

〔ケミカル事業〕

油脂科学、界面科学、高分子科学等における研究開発の成果をさらに深化させ、幅広い産業界の多様なニーズに対応した特徴あるケミカル製品を提供すべく、研究開発に取り組んでいます。

バイオマスの高度利用を中心とした先進的な環境技術研究を進め、藻類研究において中鎖脂肪酸を多く生成させる酵素を見出すことに成功しました。天然系でかつ食料と競合しない非可食系の油脂原料ソースを獲得すべく藻類からの油脂生産技術開発を進め、工業的生産化をめざします。機能材料製品では、環境負荷低減に対応した付加価値製品の開発に努め、株式会社ブリヂストンと共同で、ゴム内にシリカをより均一に分散させる「サステナブル分散性向上剤」を開発しました。従来以上にタイヤ原材料であるゴムに多くのシリカを加えることが可能となり、タイヤの低燃費性能とウェットグリップ性能の更なる性能向上の実現が可能となりました。スペシャルティケミカル製品では、バイオ原料を用いたトナーバインダーのバイオ原料比率を上げる開発などを進めています。

当事業に係る研究開発費は、99億円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

売上高は、前期に対して6.6%増の1兆4,017億円（為替変動の影響を除く実質4.7%増）となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において夏場の天候不順の影響がありましたが、数多くの高付加価値商品の投入と積極的な販売活動により売り上げ・シェアともに伸長しました。アジアの売り上げも、引き続き順調に伸長しました。また、ケミカル事業では、天然油脂原料価格上昇に伴う販売価格の改定及び販売数量の増加に努め、増収となりました。

利益面では、新製品・改良品への積極的なマーケティング費用等の投入や原材料価格上昇の影響がありましたが、日本とアジアのコンシューマープロダクツ事業並びにケミカル事業の増収効果により、営業利益は1,333億円（対前期86億円増）となり、経常利益は1,388億円（対前期107億円増）となりました。当期純利益は、ロドデノール配合美白製品に係る補償関連等の費用を特別損失に89億円計上し、796億円（対前期148億円増）となりました。

なお、報告セグメントの売上と営業利益の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。



(2) 財政状態の分析

(連結財政状態)

	前連結会計年度末 25年12月末	当連結会計年度末 26年12月末	増 減
総資産 (億円)	11,333	11,982	650
純資産 (億円)	6,426	6,724	298
自己資本比率	55.5%	54.9%	—
1株当たり純資産	1,227.54円	1,313.63円	86.09円
借入金・社債の残高 (億円)	1,014	1,012	△1

(連結キャッシュ・フローの状況)

	通期	
	25年12月期 (億円)	26年12月期 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,787	1,451
投資活動によるキャッシュ・フロー	△578	△638
フリー・キャッシュ・フロー (営業活動+投資活動)	1,210	813
財務活動によるキャッシュ・フロー	△675	△850

総資産は、1兆1,982億円となり、前連結会計年度末に比べ650億円増加しました。主な増加は、受取手形及び売掛金222億円、有価証券205億円、商品及び製品124億円、原材料及び貯蔵品48億円、有形固定資産303億円、退職給付に係る資産97億円であり、主な減少は、現金及び預金189億円、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産247億円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ352億円増加し、5,258億円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金137億円、未払金101億円、未払費用35億円、化粧品関連損失引当金69億円であり、主な減少は、未払法人税等42億円、退職給付に係る負債（前連結会計年度末「退職給付引当金」）64億円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ298億円増加し、6,724億円となりました。主な増加は、当期純利益796億円及び為替換算調整勘定236億円、退職給付に係る調整累計額（前連結会計年度末「在外子会社の退職給付債務調整額」）82億円であり、主な減少は、市場買付けによる自己株式の取得500億円、剰余金の配当金の支払い338億円です。なお、平成26年12月に自己株式の消却を行いました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の55.5%から54.9%となりました。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、1,451億円となりました。主な増加は、税金等調整前当期純利益1,268億円、減価償却費797億円、仕入債務の増減額67億円であり、主な減少は、売上債権の増減額110億円、たな卸資産の増減額124億円、法人税等の支払額493億円です。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、638億円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出512億円、無形固定資産の取得による支出45億円です。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローと投資活動に使用されたキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、813億円となりました。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、850億円となりました。主な内訳は、自己株式の取得による支出500億円、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額350億円です。なお、平成26年9月に借入金200億円を返済し、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的に、同額の借り入れを行いました。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ11億円増加し、2,287億円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の金額は、68,287百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）
ビューティケア事業	16,982
ヒューマンヘルスケア事業	22,889
ファブリック&ホームケア事業	13,725
コンシューマープロダクツ事業 計	53,596
ケミカル事業	14,691
合 計	68,287

- (注) 1. 有形固定資産のほか、無形固定資産及び長期前払費用への投資が含まれております。  
なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

コンシューマープロダクツ事業では、インドネシアにおいて衣料用洗剤やベビー用紙おむつを生産する第2工場が本格稼働し生産体制の強化に努めました。また日本では、日本国内や海外でのベビー用紙おむつの供給体制を強化するため、酒田工場内にサニタリー製品の工場を新設しました。

ケミカル事業では、中国において新工場建設を進めるとともに、インドネシアにおいて界面活性剤の生産能力拡充ほか設備の合理化、維持更新等を行いました。

なお、上記の所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用しております。

## 2 【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

### (1) 提出会社

平成26年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
和歌山工場・研究所 (和歌山県和歌山市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	15,923	14,121	809 (514)	—	4,657	35,510	1,673 [76]
東京工場・研究所・ すみだ事業場 (東京都墨田区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備 その他設備	5,442	762	376 (43)	—	3,025	9,605	1,845 [70]
酒田工場 (山形県酒田市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	4,262	6,270	504 (155)	—	2,000	13,036	183 [6]
川崎工場 (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	4,650	4,467	7,726 (101)	—	1,442	18,285	251 [12]
栃木工場・研究所 (栃木県芳賀郡 市貝町)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	4,073	6,205	2,057 (224)	—	3,559	15,894	1,082 [14]
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備	4,045	4,698	6,165 (339)	—	1,151	16,059	269 [7]
豊橋工場 (愛知県豊橋市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,168	1,667	6,290 (314)	—	180	9,305	106 [8]
愛媛サニタリープロ ダクツ㈱への貸与資 産 (愛媛県西条市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	1,745	4,865	962 (47)	—	224	7,796	— [—]
小田原研究所 花王コスメプロダク ツ小田原㈱への貸与 資産 (神奈川県小田原市)	ビューティケア事業	研究開発設備 生産設備	2,767	1,914	— (—)	—	1,618	6,299	264 [20]

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
川崎ロジスティクス センター (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホー ムケア事業	物流設備	235	190	2,903 (27)	—	2	3,330	— [—]
岩槻ロジスティクス センター (埼玉県さいたま市 岩槻区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホー ムケア事業	物流設備	340	405	1,529 (21)	—	7	2,281	— [—]
堺ロジスティクスセ ンター (大阪府堺市西区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホー ムケア事業	物流設備	541	82	1,931 (37)	—	1	2,555	— [—]
厚木ロジスティクス センター (神奈川県愛甲郡 愛川町)	ビューティケア事業	物流設備	3,334	595	2,810 (33)	—	21	6,760	— [—]

(2) 国内子会社

平成26年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
花王カスタマ ーマーケティング㈱	本店ほか6 リージョン (東京都 中央区ほか)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	販売設備	1,623	0	8,206 (115) [3]	1,076	251	11,156	5,654 [793]
愛媛サニタリ ープロダクツ ㈱	本社工場 (愛媛県 西条市)	ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	—	—	— (—) [47]	—	—	—	272 [6]
㈱カネボウ化 粧品	花王㈱への 貸与資産 (神奈川県 小田原市)	ビューティケア 事業	生産設備	—	—	4,641 (62)	112	—	4,753	3 [—]
花王クエーカ ー㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	ケミカル事業	生産設備	176	56	— (—) [27]	—	4	236	27 [4]

## (3) 在外子会社

平成26年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
上海花王有限 公司	上海工場 (中国 上海)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	667	2,771	— (—) [135]	—	146	3,584	307 [1]
花王(合肥) 有限公司	合肥工場 (中国 合肥)	ヒューマンヘ ルスケア事業	生産設備	2,163	2,536	— (—) [70]	—	788	5,487	85 [—]
Kao (Taiwan) Corporation	新竹工場・研究 所 (台湾 新竹)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備 研究開発 設備	381	1,153	133 (58)	—	417	2,084	226 [—]
Pilipinas Kao, Inc.	ハサーン工場 (フィリピン ミサミスオリエ ンタル)	ケミカル事業	生産設備	1,077	12,495	— (—) [448]	—	505	14,077	165 [6]
Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd.	チョンブリ工場 (タイ チョンブリ)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	3,161	4,805	2,249 (324)	—	966	11,181	539 [—]
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	本社工場 (マレーシア ペナン)	ケミカル事業	生産設備	1,515	1,843	— (—) [105]	—	333	3,691	216 [5]
P. T. Kao Indonesia	チカラン工場 (インドネシア チカラン)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	1,137	2,637	— (—) [89]	—	1,427	5,201	551 [822]
P. T. Kao Indonesia	カラワン工場 (インドネシア カラワン)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	4,885	4,081	— (—) [142]	—	314	9,280	181 [158]
P. T. Kao Indonesia Chemicals	カラワン工場 (インドネシア カラワン)	ケミカル事業	生産設備	3,913	2,639	— (—) [120]	—	1,634	8,186	162 [—]
Kao USA Inc.	本社工場・研究 所 (米国オハイオ州 シンシナティ)	ビューティケ ア事業	生産設備 研究開発 設備	2,137	2,773	33 (33)	—	1,175	6,118	613 [14]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Kao Chemicals Americas Corporation	本社工場 (米国ノースカロ ライナ州ハイポ イント)	ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	1,623	2,232	182 (233)	—	496	4,533	155 [—]
Kao Manufacturing Germany GmbH	本社工場 (ドイツ ダルム シュタット)	ビューティケ ア事業	生産設備	665	1,076	509 (50) [18]	506	240	2,996	194 [3]
Kao Chemicals GmbH	本社工場 (ドイツ エメリッヒ)	ケミカル事業	生産設備	963	2,543	170 (73)	—	294	3,970	180 [24]
Kao Corporation S. A.	オレッサ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	1,820	730	448 (139)	—	248	3,246	126 [4]
Kao Corporation S. A.	モレ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	1,075	578	137 (67)	—	146	1,936	70 [6]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 従業員数の [ ] は、臨時従業員数を外書しております。
3. 花王カスタマーマーケティング㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年額679百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
4. 提出会社は、愛媛サニタリープロダクツ㈱に、土地を含め、製造に必要なすべての設備を貸与しております。貸与中の土地については、愛媛サニタリープロダクツ㈱の土地の面積にも、[ ] で外書しております。
5. 提出会社は、花王コスメプロダクツ小田原㈱に、土地以外の、製造に必要なすべての設備を貸与しております。土地については、提出会社が㈱カネボウ化粧品より賃借しております。
6. 提出会社の豊橋工場の土地には、花王クエーカー㈱豊橋工場に貸与中の土地27千㎡を含んでおります。花王クエーカー㈱豊橋工場の土地の面積に、[ ] で外書しております。
7. 提出会社の豊橋工場の従業員数には、花王クエーカー㈱豊橋工場の生産に従事している5名を含んでおります。
8. 上海花王有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額21百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
9. 花王(合肥)有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額10百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
10. Pilipinas Kao, Inc. は土地をMisamis Oriental Land Development Corporation (関連会社) より賃借しており、賃借料は年額7百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
11. Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. は土地を賃借しており、賃借料は年額4百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
12. P. T. Kao Indonesiaは土地を賃借しており、賃借料は年額42百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
13. P. T. Kao Indonesia Chemicalsは土地を賃借しており、賃借料は年額31百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。
14. Kao Chemicals Americas Corporationには、同一事業所内にある同社の子会社であるHigh Point Textile Auxiliaries LLCとKao Specialties Americas LLC及びKao America Inc. の子会社であるHPC Realty, Inc. が含まれております。
15. Kao Manufacturing Germany GmbHは土地を賃借しており、賃借料は年額62百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充等）は、およそ85,000百万円であり、セグメントに関連付けた内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的
ビューティケア事業	50,000	国内及び海外のサニタリー製品関連工場の生産能力の拡充ほか、各事業の設備増強、合理化、維持更新など
ヒューマンヘルスケア事業		
ファブリック&ホームケア事業		
ケミカル事業	13,000	インドネシアにおける界面活性剤の生産能力拡充ほか設備の合理化、維持更新など
その他、全社（共通）	22,000	研究開発設備の拡充及び維持更新、物流設備の拡大及び維持更新、IT関連投資など
合計	85,000	

（注）1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

3. 上記計画に伴う所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用する予定であります。

4. 各セグメントに共通の設備投資計画はその他、全社（共通）に含めております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

平成26年12月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年3月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	504,000,000	504,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	504,000,000	504,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分 割して行使することはできな いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して  
おります。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額  
1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。



2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	—
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	—

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	345	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	345,000	256,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,100円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。



平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	274	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,000	250,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,355円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	16	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	164	153
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164,000	153,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,190円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年9月1日 至 平成29年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,190 資本組入額 1,095	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	19	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000	19,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。



上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	331	314
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	331,000	314,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,254円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,254 資本組入額 1,127	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	23	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	42	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	22	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,028 資本組入額 1,514	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。



また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成25年4月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	27	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,028 資本組入額 1,514	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,809 資本組入額 1,905	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成26年4月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	28	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000	28,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,809 資本組入額 1,905	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月31日	—	540,144	—	85,424	—	108,889
平成24年3月31日 (注) 1	△13,931	526,213	—	85,424	—	108,889
平成24年12月31日	—	526,213	—	85,424	—	108,889
平成25年12月31日 (注) 2	△10,213	516,000	—	85,424	—	108,889
平成26年12月31日 (注) 3	△12,000	504,000	—	85,424	—	108,889

(注) 1. 自己株式の消却 (平成23年5月20日 13,931千株)

2. 自己株式の消却 (平成25年6月19日 10,213千株)

3. 自己株式の消却 (平成26年12月10日 12,000千株)

## (6) 【所有者別状況】

平成26年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	191	39	745	656	31	42,617	44,279	—
所有株式数 (単元)	—	1,591,767	185,526	201,615	2,438,466	276	617,405	5,035,055	494,500
所有株式数 の割合 (%)	—	31.61	3.69	4.00	48.43	0.01	12.26	100.00	—

(注) 1. 自己株式2,365,500株は、「個人その他」に23,655単元を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、57単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成26年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	30,106	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	26,480	5.25
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	20,050	3.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,790	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	8,664	1.72
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	8,380	1.66
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	8,275	1.64
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ ユーエス タックス エ グゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	7,313	1.45
メロン バンク エヌエー アズ エージ ェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンショ ン (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108  (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,228	1.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	7,053	1.40
計	—	133,340	26.46

- (注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
2. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者他6社から、平成26年9月4日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年8月29日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社他6社	25,864	5.01

3. MFS インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者他1社から、平成26年10月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年10月15日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
MFS インベストメント・マネジメント株式会社他 1 社	25,872	5.01

4. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者他 2 社から、平成26年12月 4 日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年11月28日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社他 2 社	26,321	5.10

なお、同社より、平成27年 2 月 5 日付で変更報告書の提出があり、平成27年 1 月30日現在で保有株券等の数 30,810千株、株券等保有割合6.11%に増加している旨の報告を受けております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,365,500	—	普通株式の内容は、上記 (1) 株式の総数等②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 501,140,000	5,011,400	同上
単元未満株式	普通株式 494,500	—	同上
発行済株式総数	504,000,000	—	—
総株主の議決権	—	5,011,400	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	2,365,500	—	2,365,500	0.47
計	—	2,365,500	—	2,365,500	0.47



(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	25,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。
- (2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	14,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月28日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,446円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成26年8月29日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の第102期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月27日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	447,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,100円(注) 2
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。



(平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年6月26日開催の第103期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月26日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,355円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,190円(注) 2
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 子会社取締役及び使用人 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,254円(注) 2
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	30,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	49,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成25年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成25年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	22,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成25年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成25年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	27,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成26年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成26年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成26年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成26年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	28,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。



## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成26年7月29日) での決議状況 (取得期間 平成26年7月30日～平成26年10月24日)	13,000,000 (上限)	50,000,000,000 (上限)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	11,517,300	49,999,876,350
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,482,700	123,650
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	11.4	0.0
当期間における取得自己株式 (注)	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式及び提出日現在の未行使割合には、平成27年3月1日から本有価証券報告書提出日までの取得株式は含まれておりません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	10,035	40,774,217
当期間における取得自己株式 (注)	1,323	6,673,892

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式には、平成27年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (注)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	12,000,000	48,396,000,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(ストックオプションの権利行使)	435,000	1,322,416,000	144,000	580,541,000
(単元未満株式の売り渡し)	293	917,339	152	612,830
保有自己株式数	2,365,500	—	2,222,671	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成27年3月1日から本有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使並びに単元未満株式の売り渡し及び買い取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、利益ある成長を達成するため、中長期の経営視点から、設備投資や買収を行うための内部留保を確保し、配当については、安定的かつ継続的に行うことを重視しております。また、資本効率の向上を勘案した自己株式の取得・消却についても弾力的に考えていきます。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金は、前事業年度に比べ4円増配の1株当たり36円となりました。

この結果、年間配当金は中間配当金と合わせて前事業年度に比べ6円増配の1株当たり70円、連結での配当性向は44.7%となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、定款に「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成26年7月29日 取締役会決議	17,443	34
平成27年3月25日 第109期定時株主総会決議	18,059	36

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
最高 (円)	2,432	2,295	2,391	3,550	4,913.0
最低 (円)	1,830	1,950	1,997	2,277	3,041

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります（以下も同様であります。）。  
2. 第107期は、決算期変更により平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間となっております。

#### (2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	4,346.0	4,530.0	4,485.0	4,372.0	4,585.0	4,913.0
最低 (円)	3,986	4,052.0	4,178.0	3,956.0	4,280.5	4,354.0

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長執行役員		澤田 道隆	昭和30年12月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成15年7月 当社サニタリー研究所長 平成18年6月 当社研究開発部門 副統括 当社執行役員 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア研究センター長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 平成26年1月 当社品質保証本部担当	※1	21,100
代表取締役 専務執行役員	コンシューマー プロダクツ 統括、花王プロ フェッショ ナル・サービ ス(株)担当	吉田 勝彦	昭和29年4月5日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社パーソナルケア第2事業本部長 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア事業ユニット長 平成19年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社ファブリック&ホームケア事業ユニット長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社コンシューマープロダクツ統括（現任） 花王プロフェッショナル・サービス(株)担当（現任） 当社代表取締役常務執行役員 平成27年3月 当社代表取締役専務執行役員（現任）	※1	31,500
代表取締役 常務執行役員	花王カスタマ ーマーケティ ング(株)代表取 締役社長執行 役員	竹内 俊昭	昭和34年3月22日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年3月 花王販売(株)（現 花王カスタマーマーケティング(株)九州支社長 平成21年3月 花王カスタマーマーケティング(株)経営企画部門統括 平成22年3月 花王カスタマーマーケティング(株)取締役執行役員 平成23年5月 花王カスタマーマーケティング(株)取締役専務執行役員 平成24年5月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役専務執行役員 平成24年6月 当社執行役員 平成25年4月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役副社長執行役員 平成26年3月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役社長執行役員（現任） 当社代表取締役常務執行役員（現任）	※1	9,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		門永 宗之助	昭和27年8月5日生	昭和51年4月 千代田化工建設株式会社入社 昭和56年6月 米国マサチューセッツ工科大学 工科大学院化学工学専攻 修士課程修了 昭和61年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパン入社 平成21年7月 イントリンジクス (Intrinsics) 代表(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	※1	10,000
取締役		長島 徹	昭和18年1月2日生	昭和40年4月 帝人株式会社入社 昭和49年7月 米国ユタ大学MBA課程留学 昭和50年10月 メキシコ国Polynova S.A. 出向 平成12年6月 同社取締役CESHO(グループ環境安全責任者) 平成13年4月 同社取締役CMO(グループマーケティング責任者)兼 経営企画室長 平成13年6月 同社常務取締役CMO(グループマーケティング責任者)兼 経営企画室長 平成13年11月 同社代表取締役社長COO(最高執行責任者) 平成14年6月 同社代表取締役社長CEO(最高経営責任者) 平成20年6月 同社取締役会長 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成25年4月 帝人株式会社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役(現任)	※1	—
取締役		奥 正之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行入行 昭和50年5月 米国ミシガン大学ロースクール(L.L.M.)修了 平成3年1月 同行シカゴ支店 支店長 平成6年6月 同行取締役 平成10年11月 同行常務取締役 平成11年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 同行専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 平成15年6月 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現任) 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 平成26年3月 当社取締役(現任)	※1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		小林 省治	昭和28年12月29日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社ケミカル事業ユニット副事業ユニット長 平成22年6月 当社ケミカル事業ユニット長 平成23年3月 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役会長 Pilipinas Kao, Inc. 取締役会長 Kao Chemicals Europe, S.L. 取締役会長 平成25年3月 当社常勤監査役（現任）	※2	12,400
常勤監査役		沼田 敏晴	昭和28年12月1日生	平成元年4月 当社入社 平成11年2月 当社加工・プロセス開発研究所長 平成15年6月 当社理事 平成17年6月 当社研究開発部門副統括 当社執行役員 平成18年6月 当社研究開発部門統括 当社取締役執行役員 平成20年6月 当社ケミカル事業ユニット担当、品質保証本部担当、TCR担当 当社取締役常務執行役員 平成24年5月 当社中国事業担当 平成24年6月 当社専務執行役員 当社中国事業本部長 花王（中国）投資有限公司董事長總經理 上海花王有限公司董事長 花王（上海）產品服務有限公司董事長 花王（中国）研究開發中心有限公司董事長 花王（合肥）有限公司董事長 佳麗宝化粧品（中国）有限公司董事長 上海佳麗宝化粧品有限公司董事長 平成27年3月 当社常勤監査役（現任）	※3	29,700
監査役		鈴木 輝夫	昭和24年10月21日生	昭和53年8月 公認会計士登録 平成23年9月 有限責任あずさ監査法人シニアパートナー 平成24年6月 当社監査役（現任）	※4	—
監査役		五十嵐 則夫	昭和23年7月16日生	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和63年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人代表社員 平成19年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授 平成20年4月 国立大学法人横浜国立大学経営学部教授 平成25年3月 当社監査役（現任） 平成25年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授 平成26年4月 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授（現任）	※2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		早稲田 祐美子	昭和35年1月29日生	昭和60年4月 弁護士登録 松田行政法律特許事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 平成25年4月 東京六本木法律特許事務所入所 平成26年1月 同事務所パートナー(現任) 平成26年3月 当社監査役(現任)	※5	—
計						114,100

(注) 1. 取締役 門永 宗之助、同 長島 徹、同 奥 正之の3氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 鈴木 輝夫、同 五十嵐 則夫、同 早稲田 祐美子の3氏は、社外監査役であります。

3. 取締役及び監査役の任期は、次のとおりであります。

※1 平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※2 平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※3 平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※4 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※5 平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は26名で、内3名は取締役を兼務しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業価値の継続的な増大をめざして、スピード感があり、効率が良く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。株主をはじめとするステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて上記経営課題の検証を毎年行い、適宜必要な施策を実施しています。

#### ①企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

当社では、半数の社外取締役を含む取締役会と過半数の社外監査役を含む監査役会というガバナンスの枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。平成27年3月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役6名（男性6名）、社外監査役3名を含む監査役5名（男性4名、女性1名）、専任の役付執行役員4名を含む執行役員26名（男性24名、女性2名）となりました。社外取締役3名中2名及び全社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。取締役会の審議の透明性の向上等を目的とし、平成26年3月の定時株主総会後から、独立社外取締役が取締役会の議長を担っております。取締役及び執行役員の任期は1年であります。

当事業年度において開催された取締役会は臨時取締役会を含めて15回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は95%、社外監査役の平均出席率は100%となっております。社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、毎回取締役会の開催前に、取締役会の事務局より十分な説明が行われています。

委員会設置会社における報酬委員会及び指名委員会と同様の機能を果たす機関として、取締役・執行役員報酬諮問委員会及び取締役・執行役員選任審査委員会を設置しております。

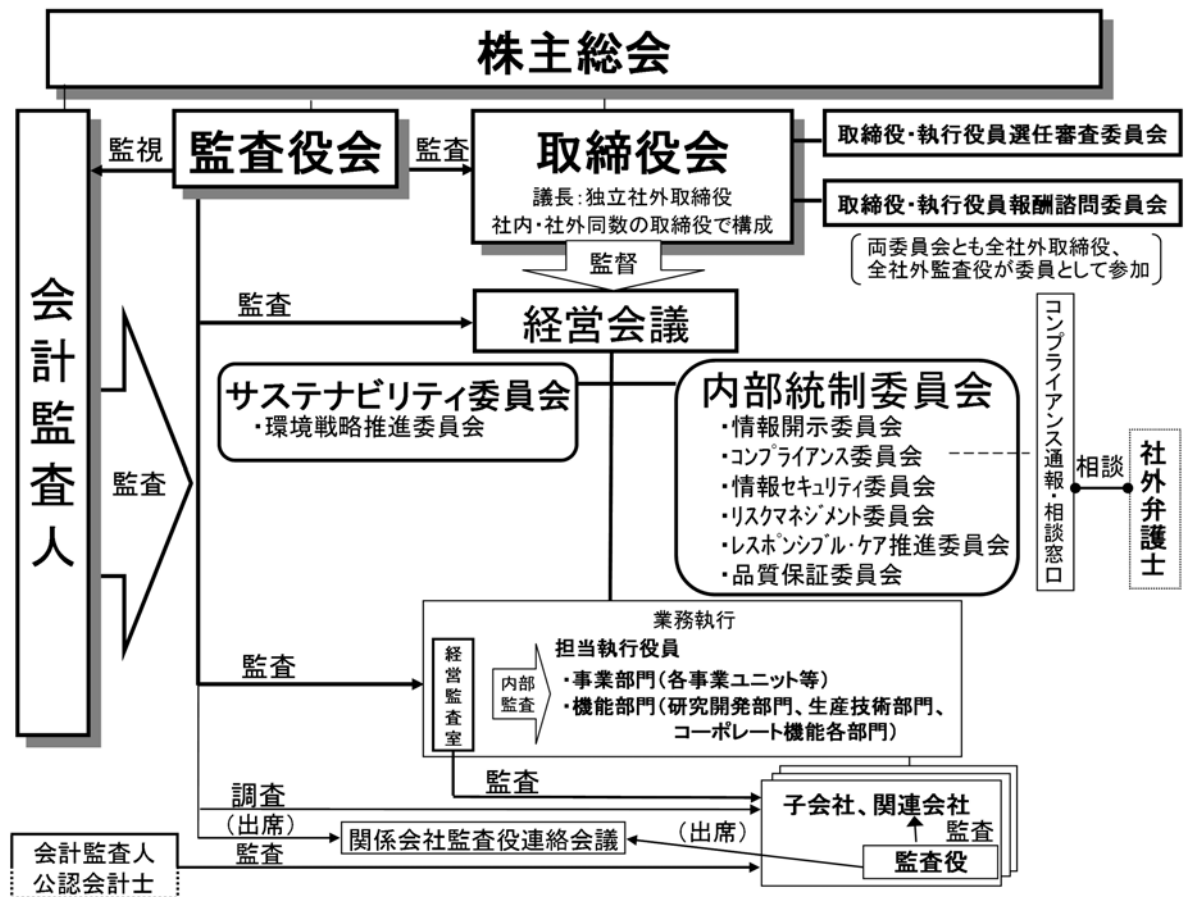
取締役・執行役員報酬諮問委員会は、社内の報酬制度及び各役位の職責に関する委員の理解を深めるために取締役会会長（平成26年3月28日開催の取締役会以降、不在となっております。）及び全代表取締役を、独立した客観的な視点を取り入れるために全社外取締役及び全社外監査役を委員とし（男性8名、女性1名）、議長は互選により選出しております。同委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求め、審査を実施するもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。その審査結果については、取締役会にて報告するものとしております。平成27年2月には、全委員の出席による同委員会が開催され、取締役及び執行役員に対する現行の報酬制度と報酬水準について妥当であるとの審査結果が平成27年3月に開催された取締役会にて報告されております。

取締役・執行役員選任審査委員会は、独立した客観的な視点を取り入れるため、全社外取締役及び全社外監査役だけで構成し（男性5名、女性1名）、議長は互選により選出しております。同委員会は、取締役（代表取締役を含む）と執行役員（役付執行役員を含む）の新任及び再任の際に、その適正さにつき、事前に審査を行い、取締役会に意見具申をするものです。なお、会長・社長は、審査のために必要かつ十分な検討資料（審査対象者に関する資料のほか、取締役等の担当区分を含む新経営体制の概要を含む）を同委員会開催前に各委員に提出し、審査の充実を図っています。平成27年3月の定時株主総会における取締役及びその後の取締役会における役付執行役員・執行役員の選任に際しては、それに先立ち全委員が出席し同委員会が開催され、取締役及び執行役員の新任・再任について適正であるとの意見が平成27年2月に開催された取締役会にて報告されております。

##### ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、絶えずガバナンス体制の向上を図ってまいりました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営上の重要な課題として継続検討していきますが、半数の社外取締役を含む取締役会と、過半数の社外監査役を含む監査役会からなる監査役設置会社としての現体制を基礎として、役員を選任や報酬に関する委員会の設置など、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりであります。



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。



## ハ. その他の企業統治に関する事項

### ○内部統制システムの整備の状況

当社は、経営会議の一運営形態として、内部統制の基本方針や運用計画の審議・決定、関連委員会活動状況のモニタリング、内部統制活動の有効性の確認などを行う内部統制委員会（委員長：代表取締役 社長執行役員）を設置しております。なお、内部統制委員会の下に以下の関連委員会を配備しております。

- ・情報開示委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・リスクマネジメント委員会
- ・レスポンシブル・ケア推進委員会
- ・品質保証委員会

### ○リスク管理体制の整備の状況

損失の危険（リスク）に対しては、グループ全体への影響、適切な対応の管理を実施する体制を整備しています。戦略上のリスクについては、所管部門において戦略の前提となる経営環境を含め短期・中長期の計画の進捗をレビューし、関連部門とともにリスクの把握、対応策の検討と実行を行っております。業務運営上のリスクについては、リスクマネジメントを担当する執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、「花王リスクマネジメントポリシー」に基づいて、全社横断的なリスク管理の推進状況の把握と、災害、製品品質トラブル、その他の緊急事態発生ごとの活動の基本方針及び具体的な対応策の整備・運用計画を定めています。なお、緊急事態が発生した時には、所管部門を中心に対策組織を立ち上げ、更に、グループ全体に対する影響の重大さに応じて、代表取締役 社長執行役員等を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。上記リスクの管理については、定期的及び必要の都度適時に取締役会または経営会議において報告、審議を行っております。

## ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

## ②内部監査及び監査役監査の状況

### イ. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、経営監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査し、監査結果は、代表取締役社長執行役員、業務担当執行役員及び監査役に報告しております。現在スタッフは国内外のグループ会社を含め41名ですが、それ以外に配置している環境安全、品質保証、輸出管理などに關する専門監査スタッフなどと連携をとっております。また、一部の重要な関係会社については、会社法に基づくまたは任意に、会計監査を監査法人にお願いしております。

当社の監査役は5名で、3名が社外監査役、2名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度において開催された監査役会は10回であり、当事業年度末における監査役の出席率は98%です。監査役の職務を補助するため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する専任のスタッフを1名配置しております。さらに、経営監査室、法務・コンプライアンス部門、会計財務部門などの機能部門も部分的にスタッフ業務を務めております。監査役の監査活動は、重要会議への出席、工場・研究所などの往査、事業部門・機能部門のヒアリング、国内外の子会社調査、代表取締役との意見交換会、国内関係会社監査役連絡会議（半期毎に開催し、当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする。）などを定例化して実施しています。

なお、社外監査役鈴木輝夫氏及び五十嵐則夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領と協議を行っております。また、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

内部統制委員会は、内部統制システムの構築・運用の方針や具体策を定め、内部監査部門がその実施状況について監査を実施し、各部門や子会社が必要な改善を行い、監査役監査や会計監査において内部統制システムの構築・運用状況が妥当であることを確認しております。

### ③ 社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役長島徹氏は、帝人株式会社の業務執行に携わっておりましたが、平成20年6月の同社取締役会長就任以降は、主に同社の対外的業務執行に携わっており、社内業務執行には直接携わっておりません。同社と当社との間には、同社製品の購入等に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。同氏は公益社団法人経済同友会副代表幹事を務めておりましたが、平成26年4月に退任しております。同会と当社との間には、会費支払の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。直近事業年度において、当社から同会への寄付がありましたが、当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該寄付金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。同氏は一般社団法人日本在外企業協会会長を務めておりましたが、平成25年6月に退任しております。同協会と当社との間には、会費支払の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であり、同協会の経常収益に対する当該取引金額の割合は、2%未満であります。また、同氏は日本化学繊維協会会長を務めておりましたが、平成19年7月に退任しております。同協会と当社との間には、書籍購入の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であり、同協会の総収入金額に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であります。

社外取締役奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の業務執行に携わっておりましたが、平成23年4月以降は、同行の業務執行には携わっておりません。同行と当社との間には、定常的な銀行取引及び200億円の借入があります。

社外監査役五十嵐則夫氏は、あらた監査法人の業務執行に携わっておりましたが、平成19年4月以降、同監査法人の業務執行には携わっておりません。同監査法人と当社との間には、業務委託に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同監査法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

社外監査役早稲田祐美子氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しておりましたが、平成25年3月に同事務所を退所しております。同事務所と当社との間には、法律相談等に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同事務所の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

上記以外にいずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間には利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営者や経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェックする機能を担っていただいております。

社外監査役には、弁護士、公認会計士や大学教授としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を監査に生かしていただくことを期待しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する際の独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役が会社から独立していることの重要性に鑑み、社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

なお、社外取締役門永宗之助及び長島徹の2氏並びに社外監査役鈴木輝夫、五十嵐則夫及び早稲田祐美子の3氏について、同基準に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

[http://www.kao.com/jp/corp\\_info/governance.html](http://www.kao.com/jp/corp_info/governance.html)

二. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

	氏名	主な職業	選任の理由
社外取締役	門永宗之助	イントリンジクス (Intrinsics) 代表	経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	長島 徹	帝人株式会社相談役	製造会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	奥 正之	株式会社三井住友フ ィナンシャルグルー プ取締役会長	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
社外監査役	鈴木輝夫	公認会計士	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。
	五十嵐則夫	国立大学法人横浜国 立大学成長戦略研究 センター客員教授	公認会計士及び大学教授としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。
	早稲田祐美子	弁護士	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営監査室からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制委員会からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門並びに子会社の監査役及び内部監査部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

④役員報酬等

イ. 役員報酬等の内容

取締役 13名 238百万円（うち社外取締役：4名 42百万円）

監査役 6名 67百万円（うち社外監査役：4名 20百万円）

(注) 1. 上記の員数には、平成26年3月28日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名、社外取締役1名及び社外監査役1名が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(1) 当期に係る役員賞与として支給予定の額

取締役：3名 43百万円

(2) 平成26年4月25日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額

取締役：6名 46百万円（うち社外取締役：3名 15百万円）

3. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。

(1) 取締役の報酬等の限度額

①年額 630百万円（平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会決議）

社外取締役分の年額30百万円が含まれており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含みません。

②年額 200百万円（平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会決議）

上記①とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。

(2) 監査役の報酬等の限度額

年額 85百万円（昭和59年6月29日開催の第78期定時株主総会決議）

4. 社外役員の報酬等の総額のほか、社外役員が子会社等から受けた報酬等の総額は、次のとおりであります。

社外監査役1名が当社子会社である花王カスタマーマーケティング株式会社の社外監査役として受けた報酬 1百万円

ロ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、(1) 競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であること、(2) 企業価値の継続的な向上を進め、株主と利害を共有できる報酬制度であること、(3) 報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高いものであること、を基本的な考え方としております。

取締役及び監査役の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業を同格企業として、毎年ベンチマークを実施し、その報酬制度や報酬水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い、決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、月額固定報酬並びに短期インセンティブ報酬としての賞与及び長期インセンティブ報酬としてのストックオプション(株式報酬型)から構成され、取締役としての役割と役位に応じて定めております。賞与支給額は、役位毎に年間標準予定報酬額の20%程度とし、EVA(経済的付加価値)と売上高・営業利益のそれぞれの目標達成状況に応じて0%~200%で変動することにしております。ストックオプションによる報酬額も、役位毎に年間標準予定報酬額の10%~20%程度としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬及びストックオプションのみで構成しております。

監査役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

取締役及び監査役について、退職慰労金の制度はありません。

取締役の報酬決定にあたっては、委員会設置会社における報酬委員会と同様の機能を果たすものとして、取締役・執行役員報酬諮問委員会を設置しております。取締役・執行役員報酬諮問委員会は、取締役会会長、全代表取締役、全社外取締役及び全社外監査役により構成され、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求め、審査を実施するもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。その審査結果については、取締役会にて報告するものとしております。

#### ⑤会計監査の状況

当社は、当事業年度において、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社の会計監査に7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員： 吉田 洋、川島 繁雄、鈴木 泰司
- ・監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 15名、その他 26名

#### ⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

#### ⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ、中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

イ、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
83銘柄 9,384百万円

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱セブン&アイ・ホールディングス	533,636	2,231	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
㈱セブン銀行	5,000,000	2,055	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス㈱	265,270	932	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油㈱	1,364,343	505	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン㈱	255,861	365	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
㈱三井住友フィナンシャルグループ	47,933	260	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
㈱山形銀行	567,292	246	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日本ゼオン㈱	130,000	128	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
日清オイリオグループ㈱	338,207	116	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	169,371	94	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
三京化成㈱	351,120	89	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井物産㈱	56,792	83	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	71	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
レンゴー㈱	105,000	66	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
ニチレキ㈱	52,807	55	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)フジクラ	90,955	45	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	42	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	41	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	37	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	34	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ユニーグループ・ホールディングス(株)	53,022	34	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	33	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	144,771	33	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	28	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	25	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	23	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	22	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	19	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
クミアイ化学工業(株)	20,504	15	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東邦化学工業(株)	50,000	15	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)セブン銀行	5,000,000	2,540	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	2,326	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス(株)	265,270	1,043	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油(株)	1,364,343	473	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン(株)	261,866	318	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)山形銀行	567,292	298	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	210	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ(株)	338,207	142	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン(株)	130,000	141	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井物産(株)	56,792	92	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成(株)	351,120	84	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	169,371	78	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	68	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
レンゴー(株)	105,000	52	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	51	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	51	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	50	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	47	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	45	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	44	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	38	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
ユニーグループ・ホールディングス(株)	53,022	33	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	144,771	29	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	28	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)プラネット	24,000	28	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	26	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	23	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)平和堂	9,059	21	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	19	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
クミアイ化学工業(株)	20,504	17	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	152	2	104	50
連結子会社	86	—	77	—
計	238	2	181	50

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、P.T. Kao Indonesia、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Kao Prestige Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、P.T. Kao Indonesia、上海花王有限公司、花王(上海)産品服務有限公司、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Kao Prestige Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、普通社債発行に係るコンフォート・レター作成業務であります。

(当連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。



## 第5【経理の状況】

### 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備しております。また、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程、マニュアルを整備するとともに、所定の手続きにより作成された連結財務諸表等の内容について、内部統制委員会の中に情報開示委員会を設け、事前審査しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	126,314	107,412
受取手形及び売掛金	※2 181,882	204,060
有価証券	90,145	110,639
商品及び製品	99,453	111,831
仕掛品	11,340	12,833
原材料及び貯蔵品	28,315	33,123
前払費用	6,300	6,832
繰延税金資産	22,736	20,232
その他	29,149	36,420
貸倒引当金	△1,669	△1,648
流動資産合計	593,965	641,734
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	354,012	361,223
減価償却累計額	△266,783	△267,219
建物及び構築物 (純額)	87,229	94,004
機械装置及び運搬具	661,155	696,451
減価償却累計額	△578,682	△597,907
機械装置及び運搬具 (純額)	82,473	98,544
工具、器具及び備品	86,792	86,343
減価償却累計額	△73,810	△73,563
工具、器具及び備品 (純額)	12,982	12,780
土地	64,900	69,445
リース資産	12,049	11,261
減価償却累計額	△5,294	△5,800
リース資産 (純額)	6,755	5,461
建設仮勘定	22,945	27,381
有形固定資産合計	277,284	307,615
無形固定資産		
のれん	152,286	139,941
商標権	28,498	15,145
その他	11,834	12,844
無形固定資産合計	192,618	167,930
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 18,050	※1 20,984
長期貸付金	1,389	1,432
長期前払費用	15,542	17,281
繰延税金資産	23,985	20,630
退職給付に係る資産	—	9,692
その他	11,177	11,612
貸倒引当金	△734	△677
投資その他の資産合計	69,409	80,954
固定資産合計	539,311	556,499
資産合計	1,133,276	1,198,233

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	115,997	129,711
短期借入金	1,278	1,137
1年内返済予定の長期借入金	20,009	20,013
未払金	56,139	66,230
未払費用	91,117	94,666
未払法人税等	32,322	28,108
化粧品関連損失引当金	1,350	8,220
その他	20,102	32,451
流動負債合計	338,314	380,536
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	30,094	30,083
退職給付引当金	48,847	—
退職給付に係る負債	—	42,414
その他	23,381	22,807
固定負債合計	152,322	145,304
負債合計	490,636	525,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	471,383	468,684
自己株式	△9,397	△9,719
株主資本合計	656,971	653,950
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,733	5,507
繰延ヘッジ損益	12	8
為替換算調整勘定	△28,416	△4,853
在外子会社の退職給付債務調整額	△4,590	—
退職給付に係る調整累計額	—	3,619
その他の包括利益累計額合計	△28,261	4,281
新株予約権	1,120	944
少数株主持分	12,810	13,218
純資産合計	642,640	672,393
負債純資産合計	1,133,276	1,198,233

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	1,315,217	1,401,707
売上原価	572,769	632,205
売上総利益	742,448	769,502
販売費及び一般管理費	※1,※2 617,792	※1,※2 636,232
営業利益	124,656	133,270
営業外収益		
受取利息	955	817
受取配当金	178	197
持分法による投資利益	2,272	2,225
為替差益	—	1,171
その他	2,846	3,355
営業外収益合計	6,251	7,765
営業外費用		
支払利息	1,213	1,295
為替差損	320	—
その他	1,321	956
営業外費用合計	2,854	2,251
経常利益	128,053	138,784
特別利益		
固定資産売却益	※3 68	※3 200
事業譲渡益	350	—
その他	475	132
特別利益合計	893	332
特別損失		
固定資産除売却損	※4 2,713	※4 2,906
化粧品関連損失	9,652	8,896
その他	1,642	553
特別損失合計	14,007	12,355
税金等調整前当期純利益	114,939	126,761
法人税、住民税及び事業税	50,752	44,316
法人税等調整額	△1,619	2,023
法人税等合計	49,133	46,339
少数株主損益調整前当期純利益	65,806	80,422
少数株主利益	1,042	832
当期純利益	64,764	79,590

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	65,806	80,422
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,044	639
為替換算調整勘定	44,201	24,709
持分法適用会社に対する持分相当額	335	222
在外子会社の退職給付債務調整額	△2,759	—
退職給付に係る調整額	—	△3,725
その他の包括利益合計	※1 43,821	※1 21,845
包括利益	109,627	102,267
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	107,823	100,250
少数株主に係る包括利益	1,804	2,017

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,424	109,561	468,019	△8,985	654,019
当期変動額					
剰余金の配当			△32,564		△32,564
当期純利益			64,764		64,764
自己株式の取得				△30,038	△30,038
自己株式の処分			△79	888	809
自己株式の消却			△28,738	28,738	－
連結範囲の変動			△19		△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,364	△412	2,952
当期末残高	85,424	109,561	471,383	△9,397	656,971

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	為替換算 調整勘定	在外子会 社の退職 給付債務 調整額	その他の 包括利益 累計額合 計			
当期首残高	2,447	6	△71,872	△1,901	△71,320	1,294	12,090	596,083
当期変動額								
剰余金の配当								△32,564
当期純利益								64,764
自己株式の取得								△30,038
自己株式の処分								809
自己株式の消却								－
連結範囲の変動								△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,286	6	43,456	△2,689	43,059	△174	720	43,605
当期変動額合計	2,286	6	43,456	△2,689	43,059	△174	720	46,557
当期末残高	4,733	12	△28,416	△4,590	△28,261	1,120	12,810	642,640

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,424	109,561	471,383	△9,397	656,971
当期変動額					
剰余金の配当			△33,814		△33,814
当期純利益			79,590		79,590
自己株式の取得				△50,041	△50,041
自己株式の処分			△79	1,323	1,244
自己株式の消却			△48,396	48,396	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2,699	△322	△3,021
当期末残高	85,424	109,561	468,684	△9,719	653,950

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	為替換算 調整勘定	在外子会 社の退職 給付債務 調整額	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計			
当期首残高	4,733	12	△28,416	△4,590	—	△28,261	1,120	12,810	642,640
当期変動額									
剰余金の配当									△33,814
当期純利益									79,590
自己株式の取得									△50,041
自己株式の処分									1,244
自己株式の消却									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	774	△4	23,563	4,590	3,619	32,542	△176	408	32,774
当期変動額合計	774	△4	23,563	4,590	3,619	32,542	△176	408	29,753
当期末残高	5,507	8	△4,853	—	3,619	4,281	944	13,218	672,393

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	114,939	126,761
減価償却費	77,297	79,660
固定資産除売却損益 (△は益)	2,644	2,706
事業譲渡損益 (△は益)	△350	—
受取利息及び受取配当金	△1,133	△1,014
支払利息	1,213	1,295
為替差損益 (△は益)	381	△1,220
持分法による投資損益 (△は益)	△2,272	△2,225
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,415	△10,953
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,405	△12,397
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,505	6,715
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	16,819	2,048
その他	1,481	1,404
小計	206,704	192,780
利息及び配当金の受取額	3,070	2,882
利息の支払額	△1,200	△1,250
法人税等の支払額	△29,829	△49,294
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,745	145,118
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△4,802	△2,125
定期預金の払戻による収入	7,190	88
有価証券の取得による支出	△7,998	—
有価証券の売却及び償還による収入	13,000	—
有形固定資産の取得による支出	△55,672	△51,151
無形固定資産の取得による支出	△4,882	△4,507
長期前払費用の取得による支出	△5,316	△4,472
短期貸付金の増減額 (△は増加)	823	△19
長期貸付けによる支出	△419	△546
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△891	—
その他	1,189	△1,076
投資活動によるキャッシュ・フロー	△57,778	△63,808
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,311	△273
長期借入れによる収入	19	20,001
長期借入金の返済による支出	△9	△20,009
社債の発行による収入	50,000	—
社債の償還による支出	△50,000	—
自己株式の取得による支出	△30,039	△50,044
配当金の支払額	△33,824	△33,856
少数株主への配当金の支払額	△1,161	△1,107
その他	△134	266
財務活動によるキャッシュ・フロー	△67,459	△85,022
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,032	4,776
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	66,540	1,064
現金及び現金同等物の期首残高	160,435	227,598
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	623	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 227,598	※1 228,662



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……97社 (新規3社、除外1社)

(新規) ・当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めた3社

SENSAIコスメティックス㈱、花王コスメプロダクツ小田原㈱、Kao Norway AS

(除外) ・当連結会計年度において組織再編により吸収合併されたため連結の範囲から除外した1社

㈱リサーチ

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。

非連結子会社……12社 (新規0社、除外1社)

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、花王フィールドマーケティング㈱、その他9社 (内、持分法適用非連結子会社9社)

(除外) ・当連結会計年度において清算したことにより非連結子会社の範囲から除外した1社

㈱KCロジスティクス

なお、非連結子会社12社の合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社……12社 (新規0社、除外1社)

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、花王フィールドマーケティング㈱、その他9社

(除外) ・当連結会計年度において清算したことにより持分法適用の範囲から除外した1社

㈱KCロジスティクス

持分法適用関連会社……7社

会社名：昭和興産㈱、ニベア花王㈱、その他5社

持分法非適用関連会社……2社

会社名：Kao Trading (Malaysia) Sdn. Bhd.、Chia Lih Pau Chemical Co., Ltd.

なお、持分法を適用していない関連会社2社の合計の当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物………21～35年

機械及び装置…7年、9年

また、経済的陳腐化が予測されるものについては、経済的耐用年数を見積り、計画的かつ規則的に償却しております。

##### ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん………15年、20年

特許権………8年

商標権………10年

自社利用のソフトウェア…5年

- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
 当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 化粧品関連損失引当金  
 補償関連費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における実質的な損失額を見積り計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法  
 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。  
 過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。  
 会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
 なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。  
 なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段  | ヘッジ対象           |
|--------|-----------------|
| 為替予約   | 外貨建貸付金及び外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建貸付金          |
| 金利スワップ | 借入金及び社債         |
- ③ ヘッジ方針  
 主として当社内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用  
 当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が9,692百万円、退職給付に係る負債が42,414百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が11,882百万円増加しております。なお、1株当たり純資産額は23.71円増加しております。

また、退職給付会計基準等の適用により、連結貸借対照表、連結包括利益計算書及び連結株主資本等変動計算書において、従来「在外子会社の退職給付債務調整額」を区分して表示しておりましたが、当連結会計年度より「退職給付に係る調整累計額」にあわせて表示しております。

(未適用の会計基準等)

平成26年12月31日までに公表されている会計基準等の新設または改定について、当社グループが適用していないものは以下のとおりであります。

なお、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(概要)

退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(適用予定日)

退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年12月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用いたしません。

(当該会計基準等の適用による影響)

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中です。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「化粧品関連損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めておりました1,350百万円は、「化粧品関連損失引当金」として組み替えております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(株)カネボウ化粧品並びに(株)リサーチ、(株)エキップの自主回収関連につきましては、連結損益計算書上で、販売先からの返品額を売上高から控除したことなどにより、売上総利益が2,400百万円減少したほか、その他の費用として一部見込み額を含む支出額を特別損失の「化粧品関連損失」に9,652百万円計上しました。

当該影響額は、「セグメント情報等」のビューティケア事業のセグメント利益に含まれております。

なお、「化粧品関連損失」には、補償費用のうち実質的な損失額が見積れない項目については、計上しておりません。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

平成25年7月4日に自主回収を公表しました、カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品の化粧品関連損失につきましては、連結損益計算書上で実質的な損失額として、補償関連費用等8,896百万円を特別損失の「化粧品関連損失」に計上しております。そのうち、将来の支出見込額8,220百万円を連結貸借対照表上で流動負債の「化粧品関連損失引当金」に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
投資有価証券(株式)	7,275百万円	9,329百万円

※2 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
売掛金	108百万円	—

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)		当連結会計年度 (平成26年12月31日)
European Distribution Service GmbH 従業員	370百万円 114	European Distribution Service GmbH 従業員	109百万円 72
計	484	計	181

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	46百万円	21百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
荷造及び発送費	77,253百万円	81,391百万円
広告宣伝費	86,406	92,410
販売促進費	69,554	73,072
給料手当及び賞与	130,265	130,974
研究開発費	49,650	51,739

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
	49,650百万円	51,739百万円

なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
建物及び構築物	2百万円	11百万円
機械装置及び運搬具	56	83
土地	—	95
その他	10	11
計	68	200

※4 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
建物及び構築物	774百万円	1,155百万円
機械装置及び運搬具	1,484	1,228
その他	455	523
計	2,713	2,906

## (連結包括利益計算書関係)

## ※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,122百万円	1,005百万円
組替調整額	55	△11
税効果調整前	3,177	994
税効果額	△1,133	△355
その他有価証券評価差額金	2,044	639
為替換算調整勘定：		
当期発生額	44,201	24,709
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	335	222
在外子会社の退職給付債務調整額：		
当期発生額	△4,401	—
組替調整額	748	—
税効果調整前	△3,653	—
税効果額	894	—
在外子会社の退職給付債務調整額	△2,759	—
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	△5,127
組替調整額	—	△460
税効果調整前	—	△5,587
税効果額	—	1,862
退職給付に係る調整額	—	△3,725
その他の包括利益合計	43,821	21,845

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	526,213	—	10,213	516,000
合計	526,213	—	10,213	516,000
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	4,368	9,999	10,537	3,830
合計	4,368	9,999	10,537	3,830

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少10,213千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少10,213千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加9,999千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加9,987千株及び単元未満株式の買い取りによる増加12千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少10,537千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少10,213千株、ストックオプションの行使による減少324千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少0千株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—	—	—	—	1,120
合計			—	—	—	—	1,120

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年3月26日 第107期定時株主総会	普通株式	16,177	31	平成24年12月31日	平成25年3月27日
平成25年7月30日 取締役会	普通株式	16,386	32	平成25年6月30日	平成25年9月2日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成25年3月26日開催の第107期定時株主総会については、16,194百万円であり、平成25年7月30日開催の取締役会については、16,404百万円であります。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 第108期定時株主総会	普通株式	16,407	利益剰余金	32	平成25年12月31日	平成26年3月31日

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	516,000	—	12,000	504,000
合 計	516,000	—	12,000	504,000
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	3,830	11,527	12,435	2,922
合 計	3,830	11,527	12,435	2,922

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少12,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少12,000千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,527千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加11,517千株及び単元未満株式の買い取りによる増加10千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,435千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少12,000千株、ストックオプションの行使による減少435千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—				944
合 計			—				944

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 第108期定時株主総会	普通株式	16,389	32	平成25年12月31日	平成26年3月31日
平成26年7月29日 取締役会	普通株式	17,424	34	平成26年6月30日	平成26年9月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成26年3月28日開催の第108期定時株主総会については、16,407百万円であり、平成26年7月29日開催の取締役会については、17,443百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 第109期定時株主総会	普通株式	18,059	利益剰余金	36	平成26年12月31日	平成27年3月26日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	126,314百万円	107,412百万円
有価証券勘定	90,145	110,639
金銭の信託(流動資産その他)	11,500	13,000
預入期間が3か月を超える定期預金 (現金及び預金勘定)	△361	△2,389
現金及び現金同等物	227,598	228,662

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流拠点における建物及び構築物であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
1年内	9,090	9,868
1年超	22,128	23,110
合計	31,218	32,978

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場からの調達による方針であります。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパー、公社債投資信託等の安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

長期貸付金は、一部の海外連結子会社の取引先に対する貸付などであり、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、規程に従って保証や担保等を取得するとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的とした資金調達であります。借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップを利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲及び組織体制等を定めた社内規程に従っております。デリバティブの利用にあたっては、実需に基づいて投機的な取引を排除し、リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

また、営業債務や借入金等については、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	126,314	126,314	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	181,882 △1,448		
	180,434	180,434	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	99,740	99,740	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,389 △440		
	949	957	8
資産計	407,437	407,445	8
(1) 支払手形及び買掛金	115,997	115,997	—
(2) 短期借入金	1,278	1,278	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	20,009	20,059	50
(4) 未払金	56,139	56,139	—
(5) 未払法人税等	32,322	32,322	—
(6) 社債	50,000	50,328	328
(7) 長期借入金	30,094	30,238	144
負債計	305,839	306,361	522
デリバティブ取引 (*3)	(189)	(189)	—

(\*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成26年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	107,412	107,412	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	204,060 △1,317		
	202,743	202,743	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	121,112	121,112	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,432 △441		
	991	1,014	23
資産計	432,258	432,281	23
(1) 支払手形及び買掛金	129,711	129,711	—
(2) 短期借入金	1,137	1,137	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	20,013	20,048	35
(4) 未払金	66,230	66,230	—
(5) 未払法人税等	28,108	28,108	—
(6) 社債	50,000	50,910	910
(7) 長期借入金	30,083	30,275	192
負債計	325,282	326,419	1,137
デリバティブ取引 (*3)	(412)	(412)	—

(\*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパー、公社債投資信託等のいずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利のものについては短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。金利が固定されているものについては、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価については、金利が固定されているため、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 未払金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価は、市場価格に基づいております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、金利が固定されているものについては、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
関係会社株式 非上場株式	7,275	9,329
その他有価証券 非上場株式	1,181	1,182

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度 (平成25年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	126,314	—	—	—
受取手形及び売掛金	181,882	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	60,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券 (国債・地方債等)	—	—	—	—
(2) 債券 (その他)	224	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	1,365	24	—

当連結会計年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	107,412	—	—	—
受取手形及び売掛金	204,060	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	—	—	—	—
（2）社債	—	—	—	—
（3）その他	76,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの				
（1）債券（国債・地方債等）	—	—	—	—
（2）債券（その他）	—	—	—	—
（3）その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	1,395	37	—

（注4）社債、長期借入金、及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,278	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	20,009	—	—	—
社債	—	25,000	25,000	—
長期借入金	—	30,062	32	—

当連結会計年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,137	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	20,013	—	—	—
社債	—	25,000	25,000	—
長期借入金	—	30,061	22	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年12月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	59,994	59,994	—
	小 計	59,994	59,994	—
合 計		59,994	59,994	—

当連結会計年度 (平成26年12月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	75,995	75,995	—
	小 計	75,995	75,995	—
合 計		75,995	75,995	—

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年12月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	9,261	2,295	6,966
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	9,261	2,295	6,966
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	334	371	△37
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	224	224	—
	(3) その他	29,927	29,927	—
	小 計	30,485	30,522	△37
合 計		39,746	32,817	6,929

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,181百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成26年12月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	10,278	2,425	7,853
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	10,278	2,425	7,853
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	196	217	△21
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	34,644	34,644	—
	小 計	34,840	34,861	△21
合 計		45,118	37,286	7,832

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,182百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。



### 3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	9	3	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	9	3	—

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	47	18	1
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	47	18	1

### 4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について58百万円（その他有価証券の株式58百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について5百万円（その他有価証券の株式5百万円）減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成25年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,996	—	△36	△36
	その他通貨	1,120	—	2	2
	買建				
	米ドル	3,974	2,739	△12	△12
	円	33	—	△3	△3
	その他通貨	8	—	0	0
	通貨スワップ取引				
	受取円・ 支払中国元	2,279	2,279	△380	△380
	受取米ドル・ 支払インドネシアルピア	2,832	2,832	295	295
	金利スワップ取引				
支払固定・受取変動	281	281	△55	△55	
合 計		17,523	8,131	△189	△189

(注) 時価の算定方法  
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,285	—	△162	△162
	中国元	3,053	3,053	△67	△67
	その他通貨	1,368	—	36	36
	買建				
	米ドル	3,652	2,980	154	154
	円	863	808	△115	△115
	その他通貨	27	—	△0	△0
	通貨スワップ取引				
	受取円・ 支払中国元	2,279	2,279	△602	△602
	受取米ドル・ 支払インドネシアルピア	7,750	7,750	405	405
金利スワップ取引					
支払固定・受取変動	2,637	2,637	△61	△61	
合 計		27,914	19,507	△412	△412

(注) 時価の算定方法  
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成25年12月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	20,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金、及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成26年12月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	20,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度としてのキャッシュバランスプラン(市場金利連動型年金)、及び確定拠出年金制度を設けております。また、早期退職者に対して、自由定年支援金を支払う場合があります。その他、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度等を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△272,497	百万円
ロ. 年金資産	230,352	
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△42,145	
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	2,240	
ホ. 未認識数理計算上の差異	△3,892	
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の減額)	△5,004	
ト. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△48,801	
チ. 前払年金費用	46	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	△48,847	

3. 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	9,699	百万円
ロ. 利息費用	4,916	
ハ. 期待運用収益	△4,734	
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	1,802	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額(注)2	△19	
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△1,967	
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	9,697	

(注) 1. 上記退職給付費用以外に、当社及び一部の連結子会社において、確定拠出型及びその他の退職給付費用として3,343百万円を計上しております。

2. 一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

ロ. 割引率

主として 1.6%

ハ. 期待運用収益率

主として 2.0%

ニ. 過去勤務債務の額の処理年数

主として 15年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

主として 10年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理しております。)

ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数

15年

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度としてのキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）、及び確定拠出年金制度を設けております。また、早期退職者に対して、自由定年支援金を支払う場合があります。その他、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付制度のほか、確定拠出制度等を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	272,497	百万円
勤務費用	9,641	
利息費用	5,112	
数理計算上の差異の発生額	3,546	
退職給付の支払額	△10,421	
過去勤務費用の発生額	△483	
その他	3,780	
退職給付債務の期末残高	283,672	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	230,352	百万円
期待運用収益	5,329	
数理計算上の差異の発生額	12,681	
事業主からの拠出額	10,551	
退職給付の支払額	△9,630	
その他	1,667	
年金資産の期末残高	250,950	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	281,199	百万円
年金資産	△250,950	
	30,249	
非積立型制度の退職給付債務	2,473	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,722	

退職給付に係る負債	42,414	百万円
退職給付に係る資産	△9,692	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,722	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	9,641	百万円
利息費用	5,112	
期待運用収益	△5,329	
数理計算上の差異の費用処理額	△892	
過去勤務費用の費用処理額	△4,077	
その他	1,651	
確定給付制度に係る退職給付費用	6,106	

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	3,789	百万円
未認識数理計算上の差異	2,547	
その他	△454	
合計	5,882	

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	77 %
株式	17
現金及び預金	1
その他	5
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として	1.6 %
長期期待運用収益率	主として	2.0 %

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、3,382百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上原価の株式報酬費	6	8
販売費及び一般管理費の株式報酬費	142	144

2. 失効による利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
	140	105

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション	平成20年 I ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 14名 当社執行役員	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名	当社取締役 14名
ストックオプションの数	普通株式 25,000株 (注)	普通株式 14,000株 (注)	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成19年8月31日	平成19年8月31日	平成19年8月31日	平成20年8月29日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年9月1日 ～平成26年8月29日	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日

	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション	平成21年 II ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 447,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成21年8月28日	平成21年8月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年9月1日 ～平成27年8月31日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日

	平成21年Ⅲ ストックオプション	平成22年Ⅰ ストックオプション	平成22年Ⅱ ストックオプション	平成22年Ⅲ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
ストックオプションの数	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 38,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)
付与日	平成21年8月28日	平成22年8月25日	平成22年8月25日	平成22年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成23年9月1日 ～平成28年8月31日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年9月1日 ～平成29年8月31日

	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション	平成24年Ⅰ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 13名 当社執行役員	当社使用人 81名 当社子会社取締役 及び使用人 2名	当社取締役 9名
ストックオプションの数	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)	普通株式 30,000株 (注)
付与日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成24年8月23日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年9月1日 ～平成30年8月31日	平成26年7月1日 ～平成31年6月28日

	平成24年Ⅱ ストックオプション	平成25年Ⅰ ストックオプション	平成25年Ⅱ ストックオプション	平成26年Ⅰ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 22名 当社執行役員	当社取締役 10名	当社取締役を 兼務しない 22名 当社執行役員	当社取締役 6名
ストックオプションの数	普通株式 49,000株 (注)	普通株式 22,000株 (注)	普通株式 27,000株 (注)	普通株式 12,000株 (注)
付与日	平成24年8月23日	平成25年5月23日	平成25年5月23日	平成26年5月22日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成26年7月1日 ～平成31年6月28日	平成27年7月1日 ～平成32年6月30日	平成27年7月1日 ～平成32年6月30日	平成28年7月1日 ～平成33年6月30日



	平成26年Ⅱ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 23名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 28,000株 (注)
付与日	平成26年5月22日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	平成28年7月1日 ～平成33年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	平成19年Ⅰ ストックオプション	平成19年Ⅱ ストックオプション	平成19年Ⅲ ストックオプション	平成20年Ⅰ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,000	4,000	288,000	5,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	4,000	46,000	1,000
失効	—	—	242,000	—
未行使残	—	—	—	4,000

	平成20年Ⅱ ストックオプション	平成20年Ⅲ ストックオプション	平成21年Ⅰ ストックオプション	平成21年Ⅱ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,000	430,000	11,000	9,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	3,000	85,000	3,000	4,000
失効	—	—	—	—
未行使残	1,000	345,000	8,000	5,000

	平成21年Ⅲ ストックオプション	平成22年Ⅰ ストックオプション	平成22年Ⅱ ストックオプション	平成22年Ⅲ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	367,000	16,000	10,000	244,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	93,000	—	2,000	80,000
失効	—	—	—	—
未行使残	274,000	16,000	8,000	164,000

	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション	平成24年Ⅰ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	23,000	18,000	421,000	28,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	4,000	90,000	5,000
失効	—	—	—	—
未行使残	19,000	14,000	331,000	23,000

	平成24年Ⅱ ストックオプション	平成25年Ⅰ ストックオプション	平成25年Ⅱ ストックオプション	平成26年Ⅰ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	12,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	12,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	49,000	22,000	27,000	—
権利確定	—	—	—	12,000
権利行使	7,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	42,000	22,000	27,000	12,000

	平成26年 II ストックオプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	28,000
失効	—
権利確定	28,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	28,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	28,000

② 単価情報

	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション	平成20年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	3,446	1
行使時平均株価 (円)	3,445	3,872	4,033	4,000
公正な評価単価 (付与日) (円)	3,063	3,063	420	2,865

	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション	平成21年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	3,100	1	1
行使時平均株価 (円)	3,752	3,933	4,402	3,995
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,865	426	2,115	2,115

	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション	平成22年 III ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,355	1	1	2,190
行使時平均株価 (円)	3,768	—	4,313	3,910
公正な評価単価 (付与日) (円)	394	1,749	1,749	245

	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション	平成24年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	2,254	1
行使時平均株価 (円)	3,280	3,447	3,575	4,231
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,718	1,718	211	2,119

	平成24年 II ストックオプション	平成25年 I ストックオプション	平成25年 II ストックオプション	平成26年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,335	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,119	3,027	3,027	3,808

	平成26年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	3,808

#### 4. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成26年 I ストックオプション	平成26年 II ストックオプション
株価変動性 (注) 1	20.560%	20.560%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	3.5年
予想配当 (注) 3	64円/株	64円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.120%	0.120%

(注) 1. 3年6か月(平成22年11月22日から平成26年5月19日まで)の週次株価終値に基づき算定しております。

2. 過去の権利行使実績に基づき算定しております。

3. 平成25年12月期中間及び平成25年12月期末の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	20,634百万円	22,644百万円
退職給付引当金	16,272	—
退職給付に係る負債	—	13,920
未払費用	10,649	13,290
未払事業税	1,928	1,780
繰越欠損金	33,021	20,826
その他	17,650	19,100
繰延税金資産小計	100,154	91,560
評価性引当額	△28,127	△21,096
繰延税金資産合計	72,027	70,464
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,482	△2,765
留保利益	△11,524	△12,747
圧縮記帳積立金	△3,800	△3,495
前払年金費用	△1,461	—
退職給付に係る資産	—	△5,133
その他	△8,707	△8,883
繰延税金負債合計	△27,974	△33,023
繰延税金資産の純額	44,053	37,441

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.20	
評価性引当額	△3.72	
繰越欠損金の期限切れ	8.93	
のれん償却費	3.71	
その他	△1.97	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.76	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の36.23%から35.64%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業（総称して、コンシューマープロダクツ事業）及びケミカル事業の4つの事業ユニットを基本にして組織が構成されており、各事業ユニット単位で、日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「ビューティケア事業」、「ヒューマンヘルスケア事業」、「ファブリック&ホームケア事業」及び「ケミカル事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりであります。

報 告 セ グ メ ン ト		主 要 製 品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		スキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		ヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	570,268	210,628	311,023	1,091,919	223,298	1,315,217	—	1,315,217
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	37,894	37,894	△37,894	—
計	570,268	210,628	311,023	1,091,919	261,192	1,353,111	△37,894	1,315,217
セグメント利益 (営業利益)	23,933	16,850	62,183	102,966	21,509	124,475	181	124,656
セグメント資産	482,704	130,610	148,936	762,250	245,720	1,007,970	125,306	1,133,276
その他の項目								
減価償却費(注2)	32,094	8,993	9,008	50,095	13,373	63,468	—	63,468
持分法適用会社への 投資額	3,074	994	1,116	5,184	2,026	7,210	—	7,210
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	19,219	13,628	14,699	47,546	16,141	63,687	—	63,687

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額181百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
  - (2) セグメント資産の調整額125,306百万円には、当社の金融資産152,828百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△27,522百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
  3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	589,907	240,077	324,505	1,154,489	247,218	1,401,707	—	1,401,707
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	40,804	40,804	△40,804	—
計	589,907	240,077	324,505	1,154,489	288,022	1,442,511	△40,804	1,401,707
セグメント利益 (営業利益)	28,437	21,880	60,952	111,269	22,060	133,329	△59	133,270
セグメント資産	466,128	161,280	158,552	785,960	273,397	1,059,357	138,876	1,198,233
その他の項目								
減価償却費(注2)	30,302	10,618	9,541	50,461	14,101	64,562	—	64,562
持分法適用会社への 投資額	3,782	1,122	1,328	6,232	3,032	9,264	—	9,264
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	17,042	22,956	13,781	53,779	14,705	68,484	—	68,484

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△59百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額138,876百万円には、当社の金融資産163,750百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△24,874百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。



【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
908,801	171,202	112,569	122,645	1,315,217

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
188,533	56,636	12,642	19,473	277,284

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
937,696	203,174	125,324	135,513	1,401,707

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
199,484	75,294	13,721	19,116	307,615

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	96	35	54	185	785	970	—	970

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	62	28	42	132	—	132	—	132

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	13,829	—	—	13,829	—	13,829	—	13,829
当期末残高	152,286	—	—	152,286	—	152,286	—	152,286

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	15,098	—	—	15,098	—	15,098	—	15,098
当期末残高	139,941	—	—	139,941	—	139,941	—	139,941

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
1株当たり純資産額	1,227.54円	1株当たり純資産額	1,313.63円
1株当たり当期純利益	126.03円	1株当たり当期純利益	156.46円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	125.89円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	156.24円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	642,640	672,393
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	13,930	14,161
(うち新株予約権)	(1,120)	(944)
(うち少数株主持分)	(12,810)	(13,218)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	628,709	658,232
普通株式の発行済株式数 (千株)	516,000	504,000
普通株式の自己株式数 (千株)	3,830	2,922
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	512,170	501,078

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	64,764	79,590
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	64,764	79,590
期中平均株式数 (千株)	513,880	508,687
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	550	710
(うち新株予約権)	(550)	(710)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 288個) 普通株式 288千株	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
花王株式会社	第3回無担保社債	平成25年6月14日	25,000	25,000	0.39	なし	平成30年6月20日
花王株式会社	第4回無担保社債	平成25年6月14日	25,000	25,000	0.62	なし	平成32年6月19日
合計	—	—	50,000	50,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	25,000	—

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,278	1,137	1.49	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,009	20,013	0.35	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,247	763	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	30,094	30,083	0.28	平成28～34年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,822	4,069	—	平成28～36年
その他有利子負債				
流動負債「その他」（預り金）	4,273	9,074	0.48	—
固定負債「その他」（長期預り金）	6,008	6,066	0.11	—
合計	67,731	71,205	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	17	30,017	16	11
リース債務	707	654	565	478

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	341,200	665,940	1,007,245	1,401,707
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	40,578	50,380	82,861	126,761
四半期(当期)純利益金額(百万円)	25,195	31,646	50,670	79,590
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	49.19	61.77	99.12	156.46

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	49.19	12.59	37.37	57.70

②決算日後の状況

特記事項はありません。

③訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	51,405	40,086
売掛金	※2 62,468	※2 72,602
有価証券	89,921	110,639
商品及び製品	39,740	41,540
仕掛品	7,508	8,950
原材料及び貯蔵品	11,839	15,653
前払費用	3,433	3,335
繰延税金資産	8,909	8,353
その他	※2 41,399	※2 41,758
貸倒引当金	△1,540	△2,197
流動資産合計	315,082	340,719
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 45,015	※1 47,843
構築物	※1 9,400	※1 9,658
機械及び装置	※1 43,414	※1 47,604
車両運搬具	165	126
工具、器具及び備品	※1 6,152	※1 5,975
土地	46,074	50,458
リース資産	4,239	3,675
建設仮勘定	7,279	14,426
有形固定資産合計	161,738	179,765
無形固定資産		
特許権	741	467
借地権	24	24
商標権	28,651	15,237
意匠権	26	26
ソフトウェア	8,842	9,784
その他	668	1,861
無形固定資産合計	38,952	27,399
投資その他の資産		
投資有価証券	8,688	9,384
関係会社株式	391,466	403,805
関係会社出資金	46,933	51,267
関係会社長期貸付金	3,928	15,171
長期前払費用	32	418
繰延税金資産	15,044	19,246
その他	4,898	5,370
貸倒引当金	△922	△1,001
投資その他の資産合計	470,067	503,660
固定資産合計	670,757	710,824
資産合計	985,839	1,051,543

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※2 90,192	※2 108,092
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
リース債務	514	509
未払金	※2 26,126	※2 60,007
未払費用	※2 52,804	※2 51,678
未払法人税等	23,009	24,004
預り金	※2 72,371	※2 91,352
その他	※2 3,632	※2 6,464
流動負債合計	288,648	362,106
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	30,000	30,000
リース債務	3,361	2,845
退職給付引当金	8,547	6,259
資産除去債務	2,780	2,920
その他	1,706	1,674
固定負債合計	96,394	93,698
負債合計	385,042	455,804
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金		
資本準備金	108,889	108,889
資本剰余金合計	108,889	108,889
利益剰余金		
利益準備金	14,117	14,117
その他利益剰余金		
特別償却準備金	41	30
圧縮記帳積立金	6,780	6,262
別途積立金	305,500	305,500
繰越利益剰余金	84,307	79,785
利益剰余金合計	410,745	405,694
自己株式	△9,214	△9,536
株主資本合計	595,844	590,471
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,833	4,324
評価・換算差額等合計	3,833	4,324
新株予約権	1,120	944
純資産合計	600,797	595,739
負債純資産合計	985,839	1,051,543

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	※1 768,565	※1 831,107
売上原価	※1 341,696	※1 397,400
売上総利益	426,869	433,707
販売費及び一般管理費	※1, ※2 333,652	※1, ※2 339,320
営業利益	93,217	94,387
営業外収益		
受取利息	※1 82	※1 117
有価証券利息	95	95
受取配当金	※1 18,618	※1 21,874
為替差益	—	1,451
その他	※1 2,113	※1 2,187
営業外収益合計	20,908	25,724
営業外費用		
支払利息	※1 617	※1 559
社債利息	585	253
為替差損	576	—
その他	697	※1 248
営業外費用合計	2,475	1,060
経常利益	111,650	119,051
特別利益		
固定資産売却益	※3 17	※1, ※3 101
関係会社株式売却益	—	294
投資有価証券売却益	3	0
国庫補助金	—	3
新株予約権戻入益	140	105
事業譲渡益	350	—
特別利益合計	510	503
特別損失		
固定資産除却損	※4 1,911	※4 2,101
関係会社株式評価損	453	11,521
関係会社出資金売却損	※1 6,810	—
関係会社出資金評価損	65	266
その他	※1 233	※1 521
特別損失合計	9,472	14,409
税引前当期純利益	102,688	105,145
法人税、住民税及び事業税	33,853	31,721
法人税等調整額	△5,756	△3,850
法人税等合計	28,097	27,871
当期純利益	74,591	77,274



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	85,424	108,889	108,889	14,117	52	6,841	305,500	71,060	397,570
当期変動額									
剰余金の配当								△32,599	△32,599
特別償却準備金の取崩					△11			11	－
圧縮記帳積立金の取崩						△61		61	－
当期純利益								74,591	74,591
自己株式の取得									
自己株式の処分								△79	△79
自己株式の消却								△28,738	△28,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△11	△61	－	13,247	13,175
当期末残高	85,424	108,889	108,889	14,117	41	6,780	305,500	84,307	410,745

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△8,802	583,081	2,162	2,162	1,294	586,537
当期変動額						
剰余金の配当		△32,599				△32,599
特別償却準備金の取崩		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
当期純利益		74,591				74,591
自己株式の取得	△30,038	△30,038				△30,038
自己株式の処分	888	809				809
自己株式の消却	28,738	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,671	1,671	△174	1,497
当期変動額合計	△412	12,763	1,671	1,671	△174	14,260
当期末残高	△9,214	595,844	3,833	3,833	1,120	600,797

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	85,424	108,889	108,889	14,117	41	6,780	305,500	84,307	410,745
当期変動額									
剰余金の配当								△33,850	△33,850
特別償却準備金の取崩					△11			11	—
圧縮記帳積立金の取崩						△518		518	—
当期純利益								77,274	77,274
自己株式の取得									
自己株式の処分								△79	△79
自己株式の消却								△48,396	△48,396
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△11	△518	—	△4,522	△5,051
当期末残高	85,424	108,889	108,889	14,117	30	6,262	305,500	79,785	405,694

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△9,214	595,844	3,833	3,833	1,120	600,797
当期変動額						
剰余金の配当		△33,850				△33,850
特別償却準備金の取崩		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		77,274				77,274
自己株式の取得	△50,041	△50,041				△50,041
自己株式の処分	1,323	1,244				1,244
自己株式の消却	48,396	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			491	491	△176	315
当期変動額合計	△322	△5,373	491	491	△176	△5,058
当期末残高	△9,536	590,471	4,324	4,324	944	595,739

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しており、実質的残存価額まで償却しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生事業年度から費用処理しております。  
なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「金銭の信託」、「関係会社短期貸付金」及び「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表を組み替えております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「金銭の信託」11,500百万円、「関係会社短期貸付金」13,220百万円、「未収入金」11,833百万円及び「その他」4,846百万円は、「流動資産」の「その他」41,399百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金の受入れにより取得価額より控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
建物	91百万円	97百万円
構築物	36	35
機械及び装置	907	1,109
工具、器具及び備品	64	65
計	1,098	1,306

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	52,299百万円	72,132百万円
関係会社に対する短期金銭債務	83,808	130,442

### 3 保証債務

当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関(みずほ銀行他3行)からの借入金に対し、連帯保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
	114百万円	72百万円

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	687,197百万円	742,629百万円
仕入高	58,578	71,366
その他の営業取引高	194,281	216,018
営業取引以外の取引による取引高	31,482	52,933

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

## (1) 販売費

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
販売手数料	124,855百万円	129,096百万円
荷造及び発送費	18,922	20,335
広告宣伝費	52,573	51,787
販売促進費	20,480	21,069
給料手当及び賞与	9,044	9,434
減価償却費	4,371	5,400

## (2) 一般管理費

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
給料手当及び賞与	11,889百万円	11,242百万円
減価償却費	20,823	17,370
研究開発費	41,731	44,218
(うち、減価償却費)	(3,917)	(4,803)

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
機械及び装置	10百万円	3百万円
土地	—	95
その他	7	3
計	17	101

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
機械及び装置	1,206百万円	1,033百万円
その他	705	1,068
計	1,911	2,101

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式403,805百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式391,466百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	16,022百万円	17,958百万円
退職給付引当金	3,185	2,231
未払費用	3,730	3,321
未払事業税	1,585	1,461
土地評価損	3,868	3,256
関係会社出資金評価損	10,943	10,334
その他	7,000	11,406
繰延税金資産小計	46,333	49,967
評価性引当額	△16,117	△16,202
繰延税金資産合計	30,216	33,765
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,124	△2,327
圧縮記帳積立金	△3,759	△3,467
その他	△380	△372
繰延税金負債合計	△6,263	△6,166
繰延税金資産の純額	23,953	27,599

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.01%	36.23%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.60	△7.29
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.45	△3.48
評価性引当額	△0.53	0.08
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.26
その他	△1.07	0.71
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.36	26.51

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の36.23%から35.64%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	210,833	10,189	9,898	7,154	211,124	163,281
	構築物	66,250	2,186	1,636	1,811	66,800	57,142
	機械及び装置	499,359	19,404	9,793	14,070	508,970	461,366
	車両運搬具	2,339	62	76	101	2,325	2,199
	工具、器具及び備品	56,356	4,294	4,166	4,354	56,484	50,509
	土地	46,074	4,982	598	—	50,458	—
	リース資産	7,877	—	185	556	7,692	4,017
	建設仮勘定	7,279	37,776	30,629	—	14,426	—
	計	896,367	78,893	56,981	28,046	918,279	738,514
無形固定資産	特許権	23,585	74	22,713	347	946	479
	借地権	24	—	—	—	24	—
	商標権	224,317	3	90,157	13,417	134,163	118,926
	意匠権	4,798	7	4,756	7	49	23
	ソフトウェア	55,751	4,829	41,027	3,881	19,553	9,769
	その他	704	5,007	3,811	3	1,900	39
	計	309,179	9,920	162,464	17,655	156,635	129,236

(注) 1. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額の主なものは下記のとおりであります。

機械及び装置	紙おむつ生産設備	6,326百万円
建設仮勘定	紙おむつ生産設備	11,376

3. 当期減少額の主なものは下記のとおりであります。

特許権	償却完了により減少	22,713百万円
商標権	償却完了により減少	90,157
ソフトウェア	償却完了により減少	41,021

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,462	736	—	3,198



(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

当社が当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日（中間配当）、12月31日（期末配当）
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 買取・買増手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（特別口座の口座管理機関） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社（特別口座の口座管理機関） 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 (公告掲載URL <a href="http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html">http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の買取り・買増しに関する取り扱いは、振替口座を開設した金融商品取引業者等の口座管理機関を通じて行うものとなっております。

2. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第108期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月28日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成26年3月28日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書の訂正報告書 及び確認書	事業年度 (第108期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年12月25日 関東財務局長に提出
(4) 四半期報告書 及び確認書	(第109期 第1四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月12日
	(第109期 第2四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月7日
	(第109期 第3四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月7日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成26年3月31日 関東財務局長に提出
(6) 有価証券届出書及びその添付書類			平成26年4月25日 関東財務局長に提出
(7) 訂正有価証券届出書			平成26年5月12日 平成26年5月23日 関東財務局長に提出
(8) 自己株券買付状況報告書	報告期間		
	自 平成26年7月1日	至 平成26年7月31日	平成26年8月12日
	自 平成26年8月1日	至 平成26年8月31日	平成26年9月10日
	自 平成26年9月1日	至 平成26年9月30日	平成26年10月10日
	自 平成26年10月1日	至 平成26年10月31日	平成26年11月12日 関東財務局長に提出

(9) 訂正発行登録書

平成26年 3 月28日

平成26年 3 月31日

平成26年 5 月12日

平成26年 8 月 7 日

平成26年11月 7 日

平成26年12月25日

関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月17日

花王株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、花王株式会社の平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、花王株式会社が平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月17日

花王株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第109期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。